

令和 3 年度

# 八代市議会総務委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 1. 3月定例会付託案件 ..... | 2   |
| 1. 所管事務調査 .....    | 5 5 |
- 

令和 4 年 3 月 1 4 日 (月曜日)

## 総務委員会会議録

令和4年3月14日 月曜日

午前10時01分開議

午後 4時42分開議（実時間304分）

### ○本日の会議に付した案件

1. 議案第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号（関係分）
1. 議案第5号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号
1. 議案第8号・令和4年度八代市一般会計予算（関係分）
1. 議案第45号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）
1. 議案第14号・令和4年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算
1. 議案第21号・専決処分の報告及びその承認について（令和3年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分））
1. 議案第22号・熊本縣市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
1. 議案第26号・八代市職員定数条例の一部改正について
1. 議案第28号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について
1. 議案第29号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
1. 議案第30号・八代市成年後見制度利用促進審議会条例の一部改正について
1. 議案第31号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
1. 議案第32号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について
1. 議案第33号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
1. 議案第34号・八代市個人情報保護条例の

一部改正について

1. 議案第35号・ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正について
1. 議案第36号・八代市土地開発基金条例の廃止について
1. 議案第37号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 陳情第3号・地方たばこ税を活用した分煙環境整備について
1. 所管事務調査
  - ・行財政の運営に関する諸問題の調査
  - ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査  
（八代市デジタル化推進基本計画について）  
（第三次八代市行財政改革大綱の一部見直しについて）  
（八代市ケーブルテレビ事業におけるインターネットサービスの終了方針について）  
（令和4年度組織機構再編の概要）

### ○本日の会議に出席した者

委員長	古嶋津義君
副委員長	高山正夫君
委員	田方芳信君
委員	橋本貴喜君
委員	堀徹男君
委員	村川清則君
委員	山本敬晃君

※欠席委員 君

### ○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

### ○説明員等委員（議）員外出席者

財務部長	尾崎行雄君
財務部次長	岩瀬隆敏君
納税課長	坂井宏全君

財政課長	續	良彦	君
市民税課長	山内	真奈美	君
理事兼資産税課長	機	智三郎	君
財産経営課長	山本	浩司	君
経済文化交流部			
理事兼観光・クルーズ振興課長	南	和治	君
市長公室長	佐藤	圭太	君
国際課長	緒方	浩	君
人事課長	田中	博己	君
総務企画部長	稲本	俊一	君
総務企画部次長	廣兼	和久	君
デジタル推進課長	鋤田	敦信	君
デジタル推進課 行革・デジタル推進係長	坂本	友和	君
危機管理課長	西村	一章	君
文書統計課長	加来	康弘	君
市民環境部長	谷脇	信博	君
市民活動政策課長 (消費生活センター所長兼務)	吉井	光博	君
市民課長	上角	愛美子	君
部局外			
議会事務局長	岩崎	和也	君
議会事務局次長	増田	智郁	君

○記録担当書記 村上 政資 君

(午前10時01分 開会)

○委員長(古嶋津義君) それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知お祈りいたします。

◎議案第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号(関係分)

○委員長(古嶋津義君) それでは、最初に予算議案の審査に入ります。

まず、議案第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入等及び歳出の第2款・総務費、第12款・諸支出金について、財務部から説明を願います。

○財務部長(尾崎行雄君) 皆様、おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)財務部の尾崎でございます。

総務委員会に付託されました議案につきまして、総務委員会審査案件に従って説明をさせていただきますと思いますが、まず、予算議案の説明につきまして、一般会計は全体の歳入及び歳出での総務費、その他関係分について岩瀬財務部次長、議会費は増田議会事務局次長、消防費については廣兼総務企画部次長が説明いたします。なお、ケーブルテレビ事業特別会計については、鋤田デジタル推進課長が説明いたします。

次に、事件議案のうち、専決処分の報告その承認については岩瀬財務部次長、その他の事件議案及び条例議案につきましては、それぞれの担当課長が説明いたします。

本日もどうぞよろしくお願いいたします。

○財務部次長(岩瀬隆敏君) おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり)財務部の岩瀬でございます。よろしくお願いいたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第12号改め第13号をお願いいたします。

総務委員会付託分について説明いたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ39億4420万円

を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ、改め785億7455万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正を、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方債の補正をお願いしておりますが、内容につきましては4ページから8ページにかけて記載した表で説明いたします。

それでは、4ページをお願いします。

まず、第2表、繰越明許費補正でございますが、本年度内の完了が見込めない事業について、繰越明許費の設定を行っております。

1 追加として、上段の款2・総務費から項1・総務管理費のうち、復興推進事業4440万円は、今回の補正予算に計上している坂本地区の宅地かさ上げなどがございますが、年度内の事業完了が見込めませんので、繰り越すものがございます。

次の新庁舎移転事業246万3000円は、既存備品の廃棄処分の委託について、適切な委託期間を確保するために繰り越すものがございます。

次の款3・民生費、項1・社会福祉費のうち、福祉総合システム運用事業906万円は、福祉総合システム更新業務委託において、新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な半導体不足により、履行期間内の機器納品が困難となったため、繰り越すものがございます。

次の地域介護・福祉空間整備等交付金事業773万円は、対象施設である小規模多機能ホームこうだの非常用自家発電機設置工事が新型コロナウイルス感染症の影響による資機材の供給遅れのため、年度内の完了が困難となり、繰り越すものがございます。

次の項2・児童福祉費のうち、放課後子ども環境整備事業2149万3000円は、対象施設であるわかみやジュニアクラブの改築工事が新型コロナウイルス感染症の影響による資機材不足のため、年度内の完了が困難となり、繰り

越すものがございます。

次の子育て世帯等への臨時特別給付金給付事業1710万円は、支給対象となる3月31日までの出生児童等で令和4年度支給が見込まれること、また、基準日以降に離婚等により支給対象とならなかった子供の養育者についても、4月30日を申請期限として給付対象となることが見込まれているため、繰り越すものがございます。

次の款5・農林水産業費、項1・農業費のうち、農業委員会事務事業60万円は、国の1次補正に伴い、今回の補正予算に計上し、タブレット端末を導入するものがございますが、年度内の納品が見込めませんので、繰り越すものがございます。

次の担い手確保・経営強化支援事業7309万9000円は、国の1次補正に伴い、農業用機械等の導入について補助するものですが、年度内の事業完了が見込めませんので、繰り越すものがございます。

次の畑作構造転換事業731万1000円は、導入機械の製造に係る電子部品の調達について、新型コロナウイルス感染症の影響により半年以上の期間を要するため、年度内の完了が困難となり、繰り越すものがございます。

次の市内一円土地改良整備事業456万3000円は、農繁期の取水時期等の調整や新型コロナウイルス感染症拡大の影響並びに入札不調等により、年度内の完了が困難となったため、繰り越すものがございます。

次の地籍調査事業1億8286万円は、国の1次補正に伴い、令和4年度実施予定の一部を前倒しして行うため、繰り越すものがございます。

5ページをお願いします。

項3・水産業費の水産物供給基盤機能保全事業2550万円は、大靫漁港の補修工事の実施に当たり、ノリの種つけやシラスウナギ漁の期

間について、工事の中断等の要望があったため、年度内の完了が困難となり、繰り越すものでございます。

次の款7・土木費、項1・土木管理費の民間建築物耐震化促進事業1740万円は、新型コロナウイルス感染症の影響で資材確保が困難となり、工期が遅れ、年度内の完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

次の項2・道路橋梁費のうち、橋梁長寿命化修繕事業1億6363万円は、国の1次補正に伴い、令和4年度実施予定の一部を前倒して行うものに加え、関連工事の遅れなどにより年度内の完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

次の市内一円橋梁改修事業3445万8000円は、設計変更や工法検討、資材の納入に日数を要したことにより、年度内の完了が困難となったことから繰り越すものでございます。

次の項5・都市計画費のうち、西片西宮線道路整備事業9800万円は、国の1次補正に伴い、令和4年度実施予定の一部を前倒して行うため、次の市内一円都市下水路整備事業2610万円は、農業関係者の了承を得て施工期間を設定したものの入札不調となり、工事着手まで日数を要したため、次の公園施設長寿命化対策支援事業2000万円は、国の1次補正に伴い、令和4年度実施予定の一部を前倒して行うため、いずれも繰り越すものでございます。

次の款9・教育費、項2・小学校費のうち、小学校施設整備事業900万円は、入札不調による着工の遅れや施工箇所付近の災害防除工事に伴う調整等により、年度内の完了が困難となったこと、次の小学校非構造部材耐震化事業4550万円は、国の1次補正に伴い、令和4年度実施予定の一部を前倒して行うため、繰り越すものでございます。

次の款10・災害復旧費のうち、項1・農林水産業施設災害復旧費で、農業施設災害復旧事

業500万円は、令和3年5月の大雨で被災した当該箇所について、令和2年7月豪雨の災害復旧工事が入札不調等で遅れ、その後の着手となり、年度内の完了が困難となったこと、次の項3・その他公共施設・公用施設災害復旧費で、消防施設災害復旧事業（豪雨災害）320万9000円は、令和2年7月豪雨で被災した坂本町瀬戸石地区の消防ポンプ格納庫設置工事について、地元との協議調整に日数を要したため、年度内の工期が確保できず、繰り越すものでございます。

6ページをお願いします。

2 変更でございますが、款5・農林水産業費、項1・農業費の農業水路等長寿命化・防災減災事業で補正前の1199万円に1237万5000円を追加し、2436万5000円に限度額を変更しております。これは、収穫時期の調整により入札が遅れたことに加え、新型コロナウイルス感染症並びに災害復旧による人材不足により不調となったため、年度内完了が困難となり、繰り越すものでございます。

次の款7・土木費のうち、項2・道路橋梁費の市内一円道路改良事業で、補正前の1億278万5000円に1億3851万円を追加し、2億4129万5000円への変更は、入札不調や木々子・板ノ平線のり面崩壊による設計変更などに日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったこと、また、次の項6・住宅費の災害公営住宅整備事業（豪雨災害）で、補正前の5800万円に3320万円を追加し、9120万円への変更は、災害公営住宅基礎部分の工事等を行うものですが、年度内の完了が見込めないため、繰り越すものでございます。

7ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正でございますが、1 廃止としまして、1項目の福祉総合システム運用事業は、当該システム更新完了後のシ

システム使用料について、更新業務の繰越しにより、年度内の契約が困難となったため、2項目めの健康管理システムリース経費は、当該システムソフトウェアライセンスを購入することとなり、リースの必要がなくなったため、3項目めの環境センター運営委託（マテリアルリサイクル推進施設）は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の変更が見込まれ、5か年の仕様書作成が困難な状況となったため、いずれも債務負担行為を廃止するものでございます。

8ページをお願いします。

第4表、地方債補正でございますが、上から土地改良事業では、補正前の限度額の1億1360万円に7800万円を追加し、補正後の限度額を1億9160万円、次の道路整備事業では9億1830万円に4540万円を追加し、9億6370万円、次の河川海岸整備事業では4740万円に480万円を追加し、5220万円、次の街路整備事業では6330万円に5930万円を追加し、1億2260万円、次の公園整備事業では2640万円に1000万円を追加し、3640万円、次の学校整備事業では1億4400万円に3030万円を追加し、1億7430万円、最後の災害復旧事業では82億9770万円に6150万円を追加し、83億5920万円としております。

なお、詳しい内容は、後ほど歳入、款22・市債で説明いたします。

続きまして、歳入の説明をします。

12ページをお願いいたします。

上段から款7、項1、目1、節1・地方消費税交付金では1億5000万円を追加し、次の中段の表、款11、項1、目1、節1・地方交付税では4億949万3000円を追加しております、どちらも今回の補正予算の一般財源でございます。

下段の表、款15・国庫支出金、項1・国庫

負担金、目1・民生費国庫負担金、節1・社会福祉費負担金で障害者自立支援給付費負担金3500万円を追加しております。

これは、障害福祉サービス給付事業における就労継続支援事業所の新規開設によるサービス受給者の増加や生活介護及びサービス利用計画作成などの相談支援の増加による経費に係る国の負担金で、交付率は2分の1でございます。

13ページをお願いします。

款15・国庫支出金、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金、節1・総務管理費補助金1億7366万6000円のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億4711万円は、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的とした熊本県時短要請協力金について、本市の負担に要する経費に係る国の補助金で、交付率は10分の10でございます。

次の宅地嵩上げ安全確保事業補助金2220万円は、令和2年7月豪雨で被災した坂本町における緊急治水対策プロジェクトの実施後も浸水のおそれがある地区の安全性を確保するため、宅地のかさ上げに伴う調査測量、実施設計や家屋補償に要する経費に係る国の補助金で、交付率は2分の1でございます。

次の社会保障・税番号制度システム整備費補助金435万6000円は、デジタル社会形成整備法による住民基本台帳法の一部改正に伴い、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続の時間短縮及びワンストップ化を図るため、住民記録システムの改修に要する経費に係る国の補助金で、交付率は10分の10でございます。

次の目4・土木費国庫補助金の1億3945万円ですが、節1・道路橋梁費補助金の橋梁長寿命化修繕事業交付金5555万円は、国の1次補正に伴い、令和4年度予定を一部前倒して、古麓町7号橋外21の橋の調査委託、下村滝方環状線3号橋外2つの橋の維持修繕工事に

要する経費に係る国の交付金で、交付率は10分の5.5でございます。

次の節2・都市計画費補助金5900万円の西片西宮線道路整備事業交付金4900万円及び公園施設長寿命化対策支援事業交付金1000万円は、国の1次補正に伴い、令和4年度予定を一部前倒して実施する経費に係る国の交付金で、交付率はいずれも2分の1でございます。

次の節3・住宅費補助金の住宅建設費補助金2490万円は、災害公営住宅の建設に伴い、基礎部分の工事等に要する経費に係る国の補助金で、補助率は4分の3でございます。

次の目5・教育費国庫補助金、節2・小学校費補助金の小学校非構造部材耐震改修事業補助金1516万6000円は、国の1次補正に伴い、令和4年度予定を一部前倒して、宮地小学校の改修工事に要する経費に係る国の補助金で、補助率は3分の1でございます。

次に、下段の表、款16・県支出金、項1・県負担金、目1・民生費県負担金の4633万8000円ですが、節1・社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金1750万円は、先ほど申しました国庫支出金と併せて、障害福祉サービス給付事業における増加分経費に係る県の負担金で、交付率は4分の1でございます。

次の節2・児童福祉費負担金の保育士等処遇改善臨時特例給付交付金2883万8000円は、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一環として、保育士等の処遇改善を行うために必要な経費に係る県の交付金で、交付率は10分の10でございます。

14ページをお願いします。

上段の表から、項2・県補助金、目1・総務費県補助金、節1・総務管理費補助金の熊本県生活交通維持・活性化総合交付金2195万9000円は、地方バス路線維持のため、バス事

業者の事業欠損額について補助する経費に係る県の交付金でございます。

次の目4・農林水産業費県補助金、節1・農業費補助金2億1084万4000円のうち、農地集積・集約化対策事業費補助金60万円は、先ほど繰越明許費で申しましたタブレット端末の購入経費に係るもの、次の担い手確保・経営強化支援事業費補助金7309万9000円は、同様に繰越明許費で申しました農業用機械等導入の際の融資残補助に係る金剛地区1件、郡築地区2件、松高地区1件、千丁地区1件、鏡地区3件の事業者を対象とするもので、いずれも国の1次補正に伴い、令和4年度予定を一部前倒して実施する経費に係る県の補助金で、補助率は10分の10でございます。

次の地籍調査事業補助金1億3714万5000円も、国の1次補正に伴い、一部前倒しして実施する経費に係る県の補助金で、補助率は4分の3でございます。

次に、中段の表、款17・財産収入、項2・財産売払収入、目1・不動産売払収入、節2・立木売払収入は386万円を追加しております。これは、昭和29年に分収契約をしていた現在の東陽小中学校の学校部分林に係る分収造林の販売に伴う分収額であり、学校施設整備基金の積立金の財源とするものでございます。

次に、下段の表、款18、項1・寄附金、目1・総務費寄附金、節1・総務管理費寄附金は7億5000万円を追加しております。これは、本市へのふるさと納税であるふるさと元気づくり応援寄附金の増額分でございます。

15ページをお願いします。

上段の表から、目5・教育費寄附金、節7・教育振興費寄附金は500万円を追加しております。これは、八代市学校・子ども教育応援寄附金の増額分でございます、八代市学校・子ども教育応援基金の積立での財源とするものでございます。

次の目6、節1・災害復旧費寄附金は50万円を追加しております。これは、豪雨災害寄附金の増額分でございます、災害公営住宅整備事業の財源の一部とするものでございます。

次に、下段の表、款19・繰入金、項1・基金繰入金で、目6、節1・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金は3280万円を追加しております、こども医療費助成事業や災害公営住宅整備事業の財源の一部とするものでございます。

次の目19、節1・財政調整基金繰入金は1240万円を追加しておりますが、今回の補正予算の一般財源でございます。

次の目20、節1・土地開発基金繰入金は14億9734万1000円を追加しております。これは、後ほど、条例案件の議案第36号で出てまいります、本年3月末で土地開発基金を廃止し、保有していた現金を財政調整基金に積み立てるため、繰り入れるものでございます。

16ページをお願いします。

上段の表、款20、項1、目1、節1・繰越金は1億5108万3000円を追加しております、今回の補正予算の一般財源でございます。

次の款22、項1・市債、目4・農林水産業債で節1・農業債7800万円のうち、県営経営体育成基盤整備事業負担金800万円は昭和地区、県営排水対策特別事業負担金2490万円は古閑浜地区、県営海岸保全事業負担金1000万円は文政地区、県営湛水防除事業負担金3510万円は金剛地区を対象としたもので、いずれも国の1次補正に伴い、令和4年度実施予定の一部を前倒して行う経費に充てるもので、充当率100%の緊急防災・減災事業債でございます。

次の目6・土木債1億1950万円で、節1・道路橋梁債の市内一円道路整備事業454

0万円は、国庫補助金で申しました古麓町7号橋等の橋梁長寿命化修繕事業分、節2・河川債の県河川海岸事業負担金480万円は、明治新田海岸と野崎海岸の海岸堤防等老朽化対策緊急事業分として、いずれも充当率100%の緊急防災・減災事業債でございます。

次の節4・都市計画債6930万円のうち、西片西宮線道路整備事業4650万円、南部幹線道路整備事業1280万円、公園施設長寿命化対策支援事業1000万円は、いずれも国の1次補正に伴い、令和4年度実施予定の一部を前倒して行う経費に充てるもので、充当率95%の合併特例債及び充当率100%の緊急防災・減災事業債でございます。

次の目8・教育債、節1・小学校債で小学校非構造部材耐震化事業3030万円は、国の1次補正に伴い、令和4年度実施予定の宮地小学校の外壁・軒先の改修工事を前倒して行う経費に充てるもので、充当率100%の緊急防災・減災事業債でございます。

次の目9・災害復旧債6150万円のうち、節2・その他公共・公用施設災害復旧債の復興推進事業2220万円は、国庫支出金で申しました令和2年7月豪雨で被災した坂本町における宅地かさ上げに要する経費に充てるもの、次の節4・公共土木施設災害復旧債の道路橋梁施設災害復旧事業3930万円は、市道2路線、鎌瀬・瀬戸石線と瀬戸石・高田辺線の国土交通省直轄事業に係る地方負担額に要する経費に充てるもので、いずれも充当率100%の補助災害復旧事業債でございます。

以上が歳入の説明でございます。

引き続き歳出を説明いたします。

17ページをお願いします。

款2・総務費、項1・総務管理費、目1・一般管理費では、5億1179万8000円を追加しております。このうち、説明欄の最初の職員給与経費、退職手当1億1929万8000



円は、定年退職や早期退職など52名分の退職手当の不足分でございます。また、ふるさと納税事業の3億9250万円は、ふるさと納税の寄附金が当初の見込みを上回ったため、返礼品等に要する経費の不足分を追加するものでございます。

次の目2・文書広報費1637万4000円を追加しております。このうち、文書管理事務事業（本庁）の350万円は、ふるさと納税寄附金の増加等による郵便料に要する不足分を追加するもの。また、特別会計繰出金事業（ケーブル）の1287万4000円は、令和2年7月豪雨に伴う坂本地区のケーブルテレビ利用料の減収等による収支の一部補償に要する経費について繰り出すものでございます。

次の目5・企画費は、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の所管となりますので、1つ飛ばしまして、その次の目7・交通防犯対策費は2億2800万6000円を追加しております。これは、生活交通確保維持事業として、歳入の県補助金で申しました地方バス路線維持費補助金及び八代市乗合タクシー運行事業補助金などを追加するものでございます。

次の目11・諸費は、2億2917万円を追加しております。このうち、国県支出金等返還金事業の2億1817万円は、過年度の国県支出金の精算に伴う超過交付分の返還として、また、市税還付金事業の1100万円は、過年度の市県民税等に高額な還付金が生じたことで、同還付金の不足が見込まれるため、追加するものでございます。

次に下段の表、項3、目1・戸籍住民基本台帳費では435万6000円を追加しております。これは、国庫補助金でも申しましたマイナンバーカード所有者の手続の時間短縮化を図るため、住民記録システムの改修に要する経費でございます。

次に、ページを飛びまして、23ページをお

願いたします。

下段の表になります。款12・諸支出金、項1・基金費、目1・財政調整基金費では14億9734万1000円を追加しております。これは、先ほど歳入でも申しましたように、土地開発基金条例を廃止し、基金で保有していた現金を財政調整基金に積み立てるものでございます。

次の目5・ふるさと八代元気づくり応援基金費では3億5750万円を追加しております。これは、ふるさと元気づくり応援寄附金が当初の見込みを上回ったため、返礼品等の経費などを差し引いた増額分を積み立てるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） まず、今の歳出からちょっと2つお尋ねさせていただきたいんですけど、後で出てくる当初予算とも関連するんですが、ふるさと納税事業についてちょっとお尋ねをしておきたいのが、アサリの産地偽装問題がですね、今、取り沙汰されておるんですが、その問題に端を發したですね、熊本県産品全体へのマイナスイメージというのが広がっているという背景がある中で、本市のですね、ふるさと納税の返礼品に対しても、ちょっと風評被害とか、2次被害というようなものがですね、そういう声が聞こえてきているのかとか、一応心配がありまして、そういった状況を把握しておられればと思ひまして、ちょっとお尋ねをしたいと思ひます。

○理事兼観光・クルーズ振興課長（南 和治君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）観光・クルーズ振興課、南です。

今お尋ねの、アサリの産地偽装の問題に関連しての返礼品の状況ということですが、まず、アサリのほうから行きますと、アサリのほう、2業者で3品目取り扱っておりました。これにつきましては、3品目中の2品目ですね。こちらについては、加工品にはなるんですが、もともと中国産ということで表記をしておりましたので、特に問題はないというところで、そのまま取り扱ってはいるところです。

それから、もう1品ですね。これは、稚貝を八代海のほうで養殖して、これは正当にちゃんと養殖されて出荷されていたもので、球磨アサリというのがあるんですが、これは県の方針に伴いまして、2月4日から2か月間出荷停止というのがございますので、こちらのほうは風評被害というよりも出荷停止ということで、ちょっと打撃を受けられておるとい状況がございます。

それと、ふるさと納税自体が、大体年末までが寄附が多い時期になります。年明けてからは寄附のほうも落ち着いてきますので、特に今、この風評被害で大きな声が上がっているというのは聞いていないところです。

以上です。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） じゃ、予算書の17ページですね、先ほど説明いただきました市税の還付金事業の中で、高額の還付金が生じたためという御説明があったんですけども、その高額の還付金が生じたという、その理由ですね。なぜ高額が発生したのかというのと、その内容をですね、ちょっと若干御説明いただきたいと思ひます。

○納税課長（坂井宏全君） おはようございます。納税課、坂井と申します。（「おはようご

ざいます」と呼ぶ者あり） よろしくお願ひいたします。

市税の還付金事業につきましてですが、これは、毎年5000万円を当初予算として計上しております。毎年、法人並びに個人の修正申告などが行われた場合、還付金のほうが発生するということになってますが、今回、個人の高額還付というのが例年より多く発生しております、想定外の不足を生じたため、今回補正をお願いするところでございます。

詳しい内容に対しましては、個人情報等もありますので、ここでの御説明は控えたいと思ひます。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたらお願ひいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第13号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時46分 小会）

（午前10時47分 本会）

○議案第5号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第5号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号を議題とし、説明を求めます。

○デジタル推進課長（鋤田敦信君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）デジタル推進課、鋤田でございます。よろしく願いいたします。失礼して着座にて説明させていただきます。

議案第5号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号について御説明をさせていただきます。

今回の補正予算でございますが、令和2年7月豪雨に伴う坂本地区のケーブルテレビ利用者の減少による利用料の減収によるものと東陽・泉地区での光ブロードバンドが昨年6月から利用開始となったことに伴い、ケーブルテレビのインターネットの利用者が民間の光インターネットサービスに移行されたことで、利用料が減収したことから、指定管理者でありますテレビやつしろ株式会社に対して、指定管理の協定書に基づき、悪化した収支の一部を補償するため補正をお願いするものです。

また、あわせまして、令和2年7月豪雨で被災した設備を修繕した際の災害復旧事業債の償還期間延長に伴い、借入利率が上昇したことにより不足する長期債償還利子について、補正をお願いするものです。

それでは、令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算書第2号の1ページをお願いいたします。

まず、第1条にありますように、歳入歳出の総額にそれぞれ1287万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3768万2000円としております。

続きまして、内容について御説明をさせていただきます。

予算書の5ページをお願いいたします。

まず上の表、2・歳入でございますが、款

4・繰入金、項1、目1、節1・一般会計繰入金で1287万4000円を増額し、3678万7000円といたしております。

次に下の表、3・歳出でございますが、款1、項1・ケーブルテレビ事業費、目1・施設維持管理費、節21・補償、補填及び賠償金として1280万円を増額し、2598万6000円としております。

次に款2、項1・公債費、目2・利子、節22・償還金利子及び割引料に7万4000円を増額し、1169万6000円としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第5号・令和3年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算・第2号は、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前10時50分 小会）

（午前10時51分 本会）

◎議案第8号・令和4年度八代市一般会計予算（関係分）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第8号・令和4年度八代市一般会

計予算中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、まず歳入等について財務部から説明をお願いします。

○財務部次長（岩瀬隆敏君） 財政部の岩瀬でございます。引き続き、よろしくお願ひいたします。失礼しまして着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元のタブレットにて議案第8号・令和4年度八代市一般会計予算をお願いします。

総務委員会付託分のうち、まず、歳入等について説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ613億4560万円としております。

また、第2条で債務負担行為を、第3条で地方債をお願いしておりますが、内容につきましては7ページ以降で説明いたします。

次に、第4条の一時借入金でございますが、本市の歳計現金に不足が生じた場合、その支払いの資金を補うため、一時的に金融機関から借入れを行う際の限度額を85億円と定めております。

次に、第5条、歳出予算の流用でございますが、各項の経費の金額を流用することができる場合を定めております。

それでは、7ページをお願いします。

第2表 債務負担行為でございます。

まず最初のマイクロソフトオフィス365使用料及び特定通信ツール賃借料は、期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額をそれぞれ7970万7000円及び755万円としております。これらは、公務用パソコンに搭載するソフトウェアの使用料及びインターネット利用の監視・自動制御のツールの賃借料に係る設定でございます。

次の市県民税納税通知書作成等業務委託から固定資産税納税通知書作成等業務委託は、期間を令和4年度から令和5年度まで、限度額をそれぞれ641万5000円、471万9000円及び786万3000円としております。これらは、令和5年度の納付書作成等に要する経費でございますが、年度初めに通知するため、令和4年度中に契約を行う必要があることから設定するものでございます。

次の福祉総合システム運用経費は、期間を令和5年度から令和9年度まで、限度額を8253万8000円としております。これは、福祉事務作業を効率化する福祉総合システム使用料における期間更新のため、設定するものでございます。

次の環境センター運営委託（マテリアルリサイクル推進施設）は、期間を令和5年度から令和7年度まで、限度額を3億6302万4000円としております。これは、関係法の改正に基づき、管理運営委託を見直して設定するものでございます。

次の令和4年度土地改良融資事業に対する元利補給金は、期間を令和5年度から令和19年度まで、限度額を6507万2000円としております。これは、土地改良融資事業において、融資を受けた償還金に対する助成金でございます。

次の企業振興促進条例補助金（令和4年度）は、期間を令和5年度から令和8年度まで、限度額を2億7210万3000円としております。これは、企業振興促進条例に基づく工事等建設補助金及び用地取得等の補助金でございます。

最後のICT学習支援ツール使用料は、期間を令和5年度から令和6年度まで、限度額を1人当たり480円に対象児童生徒を乗じた額に消費税を加算した額としております。これは、小学4年生から中学3年生を対象に児童・生徒

の基礎学力を高める学習支援ツールの使用に係る設定でございます。

8ページをお願いいたします。

第3表 地方債補正でございますが、それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法などを定めているところでございます。詳細につきましては、51ページから53ページの款22・市債で説明いたします。

続いて13ページをお願いします。

歳入でございます。

歳入については、相当なページ数となりますので、事業に伴う特定財源については、主なものを説明いたします。

また、款1・市税から款12・交通安全対策特別交付金については、令和3年度決算見込みや国の地方財政計画などを参考に見込んだところでございます。

それでは、まず、款1・市税でございます。項1・市民税、目1・個人で48億8100万円、目2・法人で9億5940万円を計上しております。前年度と比較して、個人で700万円、法人で1億4240万円の増加を見込んだところでございます。感染症拡大の影響はあるものの、全体としては回復基調にあることが見込まれ、地方財政計画上においても増加傾向が示されたことから、計上したところでございます。

次に下段の表、項2、目1・固定資産税は80億9575万8000円を計上しております。新型コロナウイルス感染症の影響により事業者の新規設備投資が見込めないことから、償却資産は減少するものの、新築等の家屋の伸びが見込まれますので、前年度と比較して347万8000円の増加で計上したところでございます。

次の目2・国有資産等所在市交付金は4181万1000円を計上しております。これは、国や地方公共団体の施設などが所在する市町村

に交付されるものでございますが、交付対象が1団体増えたことで、前年度より142万円の増加を見込んだものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金は、令和3年度限りの特別交付金のため、計上はございません。

14ページをお願いします。

上段の表、項3・軽自動車税では、目1・環境性能割は1900万円、目2・種別割は4億6000万円を計上しております。前年度の決算見込みなどから1400万円の増加を見込んだところでございます。

次に、中段の表、項4、目1・市たばこ税は8億3300万円で、喫煙者の減少等から前年度の1600万円減を見込んでおります。

次に下段の表、項5、目1・入湯税は700万円で、感染症拡大の影響が引き続けているため、前年度と同額を見込んでおります。

15ページをお願いします。

上段の表、款2・地方譲与税、項1、目1・地方揮発油譲与税は1億2600万円で、地方財政計画などから1400万円の増加を見込んだところでございます。

次に、中段の表、項2、目1・自動車重量譲与税3億9100万円で、地方財政計画などから3700万円の増加を見込んだところでございます。

次に下段の表、項3、目1・森林環境譲与税は1億600万円で、地方財政計画から2400万円の増加を見込んでところでございます。

16ページをお願いします。

上段の表、項4、目1・特別とん譲与税は2200万円で、前年度と同額を見込んだところでございます。

次に、中段の表、款3、項1、目1・利子割交付金は700万円で、前年度の決算見込みなどから130万円減を見込んでおります。

次に、下段の表、款4、項1、目1・配当割

交付金は2500万円で、地方財政計画などから前年度より2200万円減を見込んでおります。

17ページをお願いします。

上段の表、款5、項1、目1・株式等譲渡所得割交付金は3500万円で、前年度と同額を見込んだところでございます。

次に、中段の表、款6、項1、目1・法人事業税交付金は1億5900万円で、前年度の決算見込みなどから、前年度より9600万円の増加を見込んでおります。

次に、下段の表、款7、項1、目1・地方消費税交付金は29億200万円で、前年度の決算見込みなどから、前年度より2億2200万円の増加を見込んでおります。

18ページをお願いします。

上段の表、款8、項1、目1・ゴルフ場利用税交付金は710万円で、前年度の決算見込みなどから、前年度より110万円の増加を見込んでおります。

次に、中段の表、款9、項1、目1・環境性能割交付金は3200万円で、前年度の決算見込みなどから、前年度より100万円の減を見込んでおります。

次に、下段の表、款10、項1・地方特例交付金、目1・減収補てん特例交付金は8520万円で、令和元年10月の消費税率引き上げに伴う自家用自動車環境性能割の税率1%分軽減措置が令和3年12月で終了したことなどから、前年度より2580万円の減を見込んでおります。

19ページをお願いします。

上段の表、款11、項1、目1・地方交付税は158億9400万円で、前年度の決算見込みや地方財政計画における対前年度比3.5%増の見込みなどから、前年度より5億7400万円の増加を見込んでおります。

また、市税の伸びに伴い、基準財政収入額が

増加する一方、高齢者福祉費や公債費の伸び等による基準財政需要額の増加による影響分なども考慮したところでございます。

次に、中段の表、款12、項1、目1・交通安全対策特別交付金は1400万円で、前年度と同額を見込んだところでございます。

続きまして、下段の表、款13・分担金及び負担金でございます。

項1・分担金、目1・農林水産業費分担金は6000万円を計上しております。これは、昭和同仁町排水路外4か所の非補助排水路等改修事業分担金でございます。

20ページをお願いします。

項2・負担金、目1・総務費負担金1186万7000円は、八代地域インターネット運用負担金に係る氷川町負担分947万8000円が主なものでございます。

次の目2・民生費負担金は2億8264万4000円を計上しております。このうち、節1・社会福祉費負担金の4322万7000円は、主に老人福祉施設入所者負担金で、次の節2・児童福祉費負担金の2億3941万7000円は、主に施設型給付私立保育所保育料でございます。

少し飛びまして、21ページをお願いします。

下段の表、款14・使用料及び手数料でございます。

項1・使用料、目1・総務使用料は3816万7000円を計上しております。新八代駅東口駐車場使用料や庁舎使用料、コミュニティセンター使用料が主なものでございます。

22ページをお願いします。

目3・衛生使用料の2626万3000円は、斎場使用料や千丁健康温泉センター使用料が主なものでございます。

飛びまして、23ページをお願いします。

目6・土木使用料は2億4263万2000

円を計上しております。このうち、節1・道路橋梁使用料の4460万2000円は、主に電柱等の道路占用料、また節4・住宅使用料の1億9459万1000円は、主に29団地の公営住宅使用料でございます。

1つ飛んで目8・教育使用料は、3691万3000円を計上しております。このうち、節3・社会教育施設使用料の2228万1000円は、博物館使用料や、次の24ページの伝承館使用料が主なものでございます。

25ページをお願いします。

項2・手数料、目1・総務手数料は6442万8000円を計上しております。節3・戸籍住民基本台帳手数料の5200万円が主なものでございます。

次の目2・衛生手数料は3億5920万6000円を計上しております。節2・生活環境手数料の3億5560万3000円のうち、搬入ごみ処理手数料や有料指定袋ごみ処理手数料が主なものでございます。

飛びまして、26ページをお願いします。

下段の表、款15・国庫支出金でございます。項1・国庫負担金、目1・民生費国庫負担金は84億6183万1000円で、前年度より7674万4000円の増を見込んでおります。このうち、節1・社会福祉費負担金22億3216万2000円の主なものは、障害者自立支援給付費負担金、次の27ページに移りまして、節2・児童福祉費負担金39億9277万6000円の主なものは、保育所運営費負担金や児童手当交付金、次の節3・生活保護費負担金22億3689万3000円でございます。

次に、目2・衛生費国庫負担金の1億1722万8000円は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金が主なものでございます。

次の目3・災害復旧費国庫負担金の8億6581万6000円は、令和2年7月豪雨災害復

旧に係る公共土木施設災害復旧費負担金でございます。

次に、下段の表、項2・国庫補助金、目1・総務費国庫補助金は3億6395万2000円を計上しております。

このうち、主なものは次の28ページになりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の1億797万3000円、宅地嵩上げ安全確保事業補助金の1億円、デジタル田園都市国家構想推進交付金の6687万8000円でございます。

次に、目2・民生費国庫補助金は2億7509万3000円を計上しております。このうち、節1・社会福祉費補助金7214万1000円の主なものは、地域生活支援事業補助金や生活困窮者就労準備支援事業費等補助金、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金など、次の節2・児童福祉費補助金1億9819万6000円の主なものは、子ども子育て支援交付金でございます。

次の目3・衛生費国庫補助金は1億1404万4000円を計上しております。このうち、節1・保健衛生費補助金8520万6000円の主なものは、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金、次の節2・生活環境費補助金2883万8000円の主なものは、小型合併処理浄化槽設置事業費補助金でございます。

29ページをお願いします。

目4・土木費国庫補助金は3億2875万7000円を計上しております。このうち、節1・道路橋梁費補助金2億2319万円の主なものは、説明欄の3つ目の道路ストック点検・修繕事業交付金や、次の東西アクセス線改良事業交付金などでございます。

次に、目5・教育費国庫負担金1億129万9000円を計上しております。このうち、節2・小学校費補助金3956万円の主なもの

は、小学校施設トイレ改修事業補助金、次の30ページになりますが、節3・中学校費補助金5017万7000円の主なものは、中学校施設トイレ改修事業補助金でございます。

次に、下段の表、項3・委託金で、一番下の目2・民生費委託金、節1・社会福祉費委託金は、3453万3000円を計上しております。主なものは基礎年金等事務費交付金の3355万6000円でございます。

31ページをお願いします。

上段の表の2つ目、目4・教育費委託金、節1・社会教育費委託金は2430万5000円を計上しております。新規事業の球磨川はね発掘調査委託金でございます。

続いて、下段の表、款16・県支出金でございます。項1・県負担金、目1・民生費県負担金は34億3591万4000円を計上しております。このうち、節1・社会福祉費負担金19億9123万9000円の主なものは、説明欄の1つ目の国民健康保険基盤安定保険税軽減分負担金、4つ目の後期高齢者医療保険基盤安定負担金など、保険料の軽減に関するものや、5つ目の障害者自立支援給付費負担金などでございます。

32ページをお願いします。

節2・児童福祉負担金14億3330万5000円の主なものは、先ほど申しました国庫負担金と同様に説明欄の1つ目の保育所運営費負担金や、次の児童手当交付金のほか、下2つの放課後児童支援員等処遇改善臨時特例給付交付金や、保育士等処遇改善臨時特例給付交付金が主なものでございます。

33ページをお願いします。

項2・県補助金、目1・総務費県補助金5559万2000円を計上しております。このうち、主なものは豪雨被災者等支援交付金でございます。

次に、目2・民生費県補助金は5億1377

万9000円を計上しております。このうち、節1・社会福祉費補助金1億8755万1000円の主なものは、説明欄3つ目の重度心身障がい者医療費助成事業費補助金などでございます。

34ページをお願いします。

次の節2・児童福祉費補助金3億2039万8000円の主なものは、説明欄1つ目の放課後児童クラブの運営に対する放課後児童健全育成事業等補助金や下から3つ目の保育士離職防止等に対する保育対策総合支援事業補助金でございます。

35ページをお願いします。

目3・衛生費県補助金は5494万4000円を計上しております。このうち、節1・保健衛生費補助金4581万6000円の主なものは、乳幼児医療費助成事業費補助金でございます。

次の目4・農林水産業費県補助金は4億5871万4000円を計上しております。このうち、節1・農業費補助金3億9250万8000円の主なものは、次の36ページにかけまして、説明欄5つ目の多面的機能支払交付金事業補助金や、その3つ下の農業次世代人材投資事業補助金などでございます。

飛びまして、37ページをお願いします。

一番下の目8・災害復旧費県補助金は4億4041万1000円を計上しております。主なものは林道施設災害復旧費補助金で、令和2年7月豪雨により被災した林道施設復旧に要する経費などに補助されるものでございます。

38ページをお願いします。

項3・委託金、目1・総務費委託金は2億9891万6000円を計上しております。このうち、節2・徴税費委託金の1億8390万円や節4・選挙費委託金の1億350万2000円が主なものでございます。

飛びまして、39ページをお願いします。



下段の表、款17・財産収入でございます。  
項1・財産運用収入、目1・財産貸付収入は2460万5000円を計上しております。土地建物貸付収入が主なものでございます。

40ページをお願いします。

目2・利子及び配当金は1266万5000円を計上しております。各基金の利子が主なものでございます。

41ページをお願いします。

下段の表、項2・財産売払収入、目1・不動産売払収入は4580万1000円を計上しております。八千把地区土地区画整理事業保留地売払収入が主なものでございます。

42ページをお願いします。

款18・寄附金でございます。項1・寄附金、目1・総務費寄附金は12億1865万3000円を計上しております。ふるさと元気づくり応援寄附金が主なものでございます。

44ページをお願いします。

款19・繰入金、項1・基金繰入金のうち、2項目めの目6・ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金の8億3345万4000円は、子ども医療費助成事業など48事業の財源の一部として、下から3つ目の目11・平成28年熊本地震復興基金繰入金の1億767万1000円は、小・中学校非構造部材耐震化事業など10事業の財源の一部として、45ページにかかりまして、2項目めの目15・新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金の2億5471万6000円は、感染症対策の金融円滑化特別資金等の利子補給事業の財源の一部とするものでございます。

46ページをお願いします。

上段の表、款20、項1、目1・繰越金でございます。令和3年度からの繰越金を前年同額の11億円としております。

中段の表、款21・諸収入、項1・延滞金加算金及び過料で、目1・延滞金は前年度の決算

見込みなどから1000万円を計上しております。

47ページをお願いします。

項3・貸付金元利収入で、目1・総務費貸付金元利収入は4091万8000円を計上しております。これは、地域総合整備財団の支援により、市が民間事業者に無利子で貸し付けた地域総合整備資金貸付金元金収入が主なものでございます。

2つ飛ばしまして、目4・商工費貸付金元利収入は5億65万円を計上しております。中小企業経営安定特別融資預託金元金収入など、各種預託金等の元金収入でございます。

48ページをお願いします。

項4・雑入でございます。

目5・雑入は3億3520万9000円を計上しております。このうち、節2・消防団員等公務災害補償等共済基金収入の6260万円や、49ページにかかりまして、節8・雑入の2億2730万円で、説明欄の一番上の熊本県市町村振興協会市町村交付金を主なものとして、次の50ページにかけて、その他雑入までございます。

51ページをお願いします。

款22、項1・市債でございます。まず、目1・総務債は12億8310万円で、前年度比32億2000万円の大幅減でございます。新庁舎建設に係る合併特例債18億8730万円分がなくなり、臨時財政対策債が13億3000万円減少したこと等によるものでございます。

次の目2・民生債は2030万円で、郡築しおかぜ保育園における公立保育所施設整備事業として、対象事業費の95%分が主なものでございます。

次の目3・衛生債1470万円で、清掃センター解体事業として、対象事業費の95%分でございます。

次の目4・農林水産業債は1億9190万円で、このうち、節1・農業債1億2670万円の主なものは、県営経営体育成基盤整備事業負担金で、土地改良事業等の対象負担金の90%分、次の節2・林業債5390万円の主なものは、道整備交付金事業として、林道整備事業の対象事業費の100%分でございます。

次の目5・商工債は6950万円で、このうち節1・観光債3890万円の主なものは、さかもと温泉センター「クレオン」管理運営事業で、対象事業費の100%分。

52ページにかけまして、節2・商工債3060万円の主なものは、八代高等職業訓練校管理運営事業における屋上防水補修工事の対象事業費の95%分が主なものでございます。

次の目6・土木債は、12億2190万円で、このうち、節1・道路橋梁債7億3190万円は、市内一円道路整備事業に係るもので、歩行空間バリアフリー化や橋梁長寿命化修繕事業などの対象事業費の90%分や、東西アクセス線改良事業などの対象事業費の95%分、坂本・東陽・泉地域の道路新設改良事業などの対象事業費の100%分でございます。次の節2・河川債3750万円は、主に市内一円河川改修事業に係る対象事業費の90%分でございます。次の節3・港湾債2億4300万円は、主に八代港県営事業負担金に係る対象事業費の90%分でございます。次の節4・都市計画債1億9000万円は、主に南部幹線道路整備事業や、西片西宮線道路整備事業などの対象事業費の95%分や、市内一円都市下水路整備事業などの対象事業費の90%分でございます。次の節5・住宅債1950万円は、郷開団地の屋上防水改修工事等に係る対象事業費の100%分でございます。

次の目7・消防債は3億6890万円で、八代消防署新開分署庁舎建設に係る広域行政事務組合負担金の対象事業費の95%分や、坂本地

区防災拠点整備事業の実施設に係る対象事業費の100%分などが主なものでございます。

53ページをお願いします。

目8・教育債は4億3550万円で、このうち、節1・小学校債1億1410万円及び節2・中学校債1億6050万円の主なものは、市内小中学校施設のトイレ改修事業に係る対象事業費の100%分などでございます。

次の目9・災害復旧債は8億1410万円で、このうち、節2・公共土木施設災害復旧債3億5980万円は、市道市ノ俣線外、令和2年7月豪雨災害復旧事業などの対象事業費の100%分や、節4・その他公共・公用施設災害復旧債4億4130万円は、新庁舎外構工事や、坂本町の宅地かさ上げの補償事業などの対象事業費の100%分などでございます。

以上が歳入の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） まず、8ページの地方債、また51ページの市債の部分でお尋ねをしたいんですけど、念願の清掃センターの解体費の予算を組んでいただいたということなんですけど、そもそも解体事業だけの事業費には起債がなかなかできなかったというネックがあったところでの市債、起債をしていただいたということなんですけど、その起債の種類は何でしょうか。

○財政課長（續 良彦君） 財政課の續でございます。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

ただいまお尋ねの、清掃センター解体の起債の種類でございますけれども、起債の種類は合併特例債のほうを予定しております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 解体事業のみというの

はですね、なかなか起債の対象にならなかったということだったと思うんですけど、その合併特例債が使えるということであれば、今後でもですね、その解体だけという事業にも合併特例債をそのメニューとして使えるのかというのを一点確認をさせていただきたいと思います。

○財政課長（續 良彦君） お答えいたします。

清掃センターにつきましては、環境センターを建設してるということで合併特例債のほうが適用になるということで、一般的には解体だけということでは合併特例債のほうは使うことはできないというふうになっております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（田方芳信君） 生活保護費の負担金2億3600万円。相当な金額が動いてるんですけども、これを今使われてるというのが、どのくらいの方が利用されてるというかな、そこ辺りのとこをちょっと教えていただければ。

○財政課長（續 良彦君） 手元で持つてる資料でちょっとお答えさせていただきたいと思いますが、例えば、多いものでありますと、医療扶助で1万8240件、生活扶助で1万7220件。もちろん医療扶助と生活扶助と併せて受けたりとかされる場合もあるかと思っておりますので、ここは重複してる部分もあるかと思っておりますが、おおむね主なものは今の2つというふうになっております。

以上でございます。

○委員（田方芳信君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 先ほどの説明の中でですね、コロナの影響によって、財源として減が見込まれるとか、増が見込まれるというのがで

すね、どっちもあったように聞こえたんですけど、そんな中で法人市民税の伸びがですね、大きいと。1億4240万円ですか。その要因として考えられるのは何でしょうか。

○市民税課長（山内真奈美君） おはようございます。市民税課の山内です。よろしくお願いいたします。

法人市民税の伸びということですが、令和2年度の決算のときはですね、法人税率の改定と、またコロナの影響ということで、一旦減収という形になりましたけれども、令和3年度におきましては回復傾向にありまして、持ち直しのほうしております。予算の計上した額はですね、令和3年度の決算見込みに応じた形であげさせていただいております。

要因というお話ですが、八代市の場合は法人市民税の法人税割のほうですが、こちら、製造業と建設業、それと小売・卸売、この3業種で約6割ほど占めた形となっております。こちらの業種の方々がですね、業績が持ち直してきていると思っております。

令和2年度は、例の供給ショックあたりで製造部品あたりが入らなかったということもありまして、落ちたところがあると思うんですけども、その後はですね、回復傾向にあると。また、建設業あたりはですね、災害等を背景に住宅需要あたりも伸びてきておりますので、そういったことも要因で持ち直しをしていると分析しているところです。

以上です。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） よございますか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 今のに関連するかと思っておりますけど、交付金ですね。例えば、法人事業

税交付金とか、あと地方消費税交付金とか結構増えておりますけど、これについても今のようない理由からということ考えてよろしいんでしょうか。県税からこっちへ交付金は来てるんですけども、そういうことで理解してよろしいでしょうか。

○**財政課長（續 良彦君）** 交付金関係につきましては、全国的な要素とかも結構影響してまいります。国のほうでも地方財政計画におきましても、税収の伸びというものを算段しておりますので、それに伴う影響かというふうに考えております。

以上でございます。

○**委員長（古嶋津義君）** ほかにありませんか。

○**委員（堀 徹男君）** 予算書13ページの市税の件でまたお尋ねをします。

固定資産税についてですね、2点あれですけど。先ほど、土地と建物は伸びる傾向ということで、償却資産のほうで設備投資を控えての減少を見込むということであったと思うんですけど、今年の税制改正でですね、固定資産税の負担調整措置というのがあったと思うんですけど、それで、住宅用地はそのまま既定の方針だったと。商業地については、その上昇分を半減する措置が講じられたということを知り及んでるんですが、その影響がですね、本市にもどれぐらいあるのかというのがあれば教えていただきたいのが1点です。

○**理事兼資産税課長（機智三郎君）** 資産税課の機でございます。よろしく申し上げます。

ただいまの御質問でございますが、新型コロナウイルスの影響につきましては、償却資産において減額というところでございますが、これは製造業を中心にですね、例年ほど設備投資が見込めなかったことということで、市内の大工場のほうにですね、ある程度の状況の聞き取りをいたしております。それを基にあげておると

ころでございます。

それともう一点、土地の減額分でございますが、八代市内、いまだ上昇してるところがあまり多くないというようなところで、どちらかという減額してる、落ちてるところが多いということで、減額の修正というところが毎年行っているところでございます。その関係によりまして、ほとんど今年の特例措置に対しての影響額は見込んでないというところでございます。

以上でございます。

○**委員（堀 徹男君）** 分かりました。

○**委員長（古嶋津義君）** いいですか。

○**委員（堀 徹男君）** はい。

○**委員長（古嶋津義君）** ほかにありませんか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（古嶋津義君）** なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○**委員長（古嶋津義君）** なければ、以上で歳入等について終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午前11時45分 小会）

（午前11時46分 本会）

○**委員長（古嶋津義君）** 本会に戻します。

次に、歳出について説明を求めます。

まず、第1款・議会費について、議会事務局から説明を願います。

○**議会事務局長（岩崎和也君）** 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議会事務局、岩崎です。どうぞよろしく申し上げます。

私のほうからは、議案第8号・令和4年度八代市一般会計予算中、議会費の審議をお願いするに当たりまして、概要及びその所見につきまして説明させていただきたいと思っております。恐れ

入りますが、着座にて説明させていただきます。

それでは、令和4年度八代市一般会計予算書54ページを御覧ください。よろしいでしょうか。

令和4年度予算の議会費総額は3億5436万9000円で、前年度と比べまして2283万8000円減額の歳出予算となっております。

議会費につきましては、義務的経費の占める割合が大きく、節区分1・報酬から、節区分4・共済費までの経費を合計いたしますと、3億1385万6000円で、議会費全体の約8.6%を占めているところでございます。

令和4年度の予算編成の考え方といたしましては、需用費、委託料等の経常的経費につきましては、今回も市の予算編成方針に基づき前年度実績を踏まえ、各事業費を可能な限り節減・抑制いたしまして、予算計上をいたしたところでございます。

なお、2283万8000円減額となっておりますのは、議員報酬の一部カットに伴う議員に係る人件費をはじめ、海外視察費及び昨年度購入いたしました公用車やタブレット購入費に係る費用分が減額になったことによるものでございます。

本当初予算におきましても、引き続き、効率的かつ効果的な事務事業の推進と予算執行が行われるよう取り組んでまいります。

議会運営事務事業及び政務活動費交付事業、これらの事務執行にあっては、28名の議員の方々の職務を補助する組織といたしまして、私ども事務局職員は各種の情報収集や効果的な行政視察の手配など、議員各位がスムーズに仕事に取り組まれることができるよう、質の高い職務環境の提供にさらに努めてまいります。

特に、昨年度導入いたしましたタブレットの有効活用によりまして、コロナ禍の中において

も効率的かつ効果的な議会運営や議員活動の一助となるよう努めてまいります。

また、市民の皆様に対しましては、議会日程や審議内容をはじめ、議長交際費や行政視察、政務活動費などの公開に引き続き取り組むとともに、市議会独自のSNS等を活用した情報発信の仕組みを新たに構築し、いち早い議会活動情報の発信力強化に努め、透明性の高い議会運営を継続してまいります。

以上、令和4年度八代市一般会計予算中、議会費を御審議いただくに当たっての概要説明及びその所見とさせていただきます。この後、予算の節別及び詳細につきましては、増田次長より御説明申し上げますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

**○議会事務局次長（増田智郁君）** 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）議会事務局、増田でございます。

それでは、歳出の議会費につきまして御説明させていただきますと思います。なお、説明に当たりましては、ただいま局長の説明と重複する部分がありますことをお許し願いたいと思います。恐れ入りますが、説明につきましては座りまして御説明のほうさせていただきますと思います。

それでは、同じく令和4年度八代市一般会計予算書の54ページを御覧いただきたいと思っております。

款1・議会費、項1・議会費、目1・議会費におきまして、令和4年度予算といたしまして3億5436万9000円を計上いたしております。

令和3年度と比較いたしますと、全体で2283万8000円の減、率にいたしまして約6.1%の減となっております。その主な要因といたしましては、今回提案してございます議員さん方の期末手当の支給率の改定、海外視察旅費及び昨年購入いたしました10人乗りワゴ

ン車購入経費の減、さらにはタブレット端末導入に係る初期費用等の減によるものが主な理由でございます。

それでは、説明欄に基づき、節区分とあわせながら説明をさせていただきます。

まず、節1・報酬から節4・共済費までは議員28人、一般職10人及び会計年度職員2名に係る報酬・給料等といたしまして、3億1385万6000円を計上いたしております。

続きまして、議会運営事務事業につきまして御説明申し上げます。なお、本事業は、議会運営の円滑な遂行を図ることを目的といたしております。

それでは、議会運営事務事業における主なものを申し上げます。節8・旅費の1576万2000円は、常任委員会及び議会運営委員会の行政視察旅費530万円のほか、この節の中には会議出席費用弁償546万8000円、海外行政視察8名分の160万円などが含まれております。次に、節9・交際費の30万6000円は、各種総会の会費などに支出するものでございます。次に、節10・需用費の556万1000円は、主にやつしろ市議会だより約4万9000部の年4回分の印刷経費約460万円などに支出するものでございます。次に、節11・役務費の9万9000円は、公用車の法定点検等に係る経費でございます。次に、節12・委託料の501万9000円は、常任委員会及び議会運営委員会などの各委員会等記録作成業務委託に要します経費190万円、本会議録作成の業務委託に要します経費174万8000円のほか、会議録検索システムの保守点検料約49万円などでございます。次に、節13・使用料及び賃借料の239万円は、会議録検索システムリース料といたしまして、ソフトウェアリース料37万円のほか、議長等公務出張等に伴う高速道路使用料のほか、タブレットLTE回線使用料及び会議アプリ使用料約16

9万円が主なものでございます。次に、節17・備品購入費の3万9000円は、写真額縁購入などに係る経費でございます。

以上が議会運営事務事業に伴う予算でございます。

最後に、政務活動費交付事業についてですが、節18・負担金補助及び交付金1133万7000円につきましては、各会派に交付いたします政務活動費といたしまして1008万円のほか、全国市議会議長会や熊本県議長会及び各種協議会等に関わります負担金約96万9000円などを含みました内容となっております。

以上が令和4年度の議会費の予算の概要でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 質疑がないようですので、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上で第1款・議会費についてを終了いたします。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

それでは、午前中の審査を終了し、しばらく休憩いたします。午後は13時から再開いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（古嶋津義君） 休憩前に引き続き、総務委員会を再開いたします。

それでは、第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金及び第13款・予備費について説明を求めます。

○市長公室長（佐藤圭太君） 皆様、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）市長公室の佐藤でございます。

令和4年度の当初予算に係る総務費の歳出予算を御審議いただくに当たり、関係します各部長から予算案に対する考え方、総括等を順に述べさせていただきます。

それでは、着座にて説明させていただきます。

市長公室では、第2次八代市総合計画で掲げる将来像の実現に向けて、特に重点的に取り組む5つの重点戦略のうち、持続可能な選ばれるまち、スマートシティやつしろを推進するため、所属課の各種事業を通じて展開してまいります。

まず、秘書広報課の広報広聴活動事業では、市の取組を幅広く市民にお知らせし、市政の見える化の推進に向けて、広報やつしろの発行による情報発信のほか、ホームページやエフエムやつしろ、SNSといった様々なメディアを活用し、喫緊の課題であるコロナ対策や災害復旧関連施策などをはじめとして、市民が求める情報の迅速な提供に努めます。

また、本市のデジタル化推進のための取組といたしまして、本市ホームページ上におきまして、簡易な質問に対してAIが回答する熊本県市町村共同利用型AIチャットボットを導入いたします。

そして、コロナ禍の影響により、今年度延期といたしました八代市中学生議会や同じく令和2年度より延期となっております、市長が市内各校区を巡回し、政策や重点事業の報告を行うとともに、市民の意見を伺い、市政運営の参考とするための市政懇談会につきましても、状況を注視しながら開催したいと考えております。

将来の八代市を担う子供たちや市民の方々と八代の暮らしや未来について語り合うことで市政への関心を高め、まちづくりに参画しようと

する機運の醸成に努めてまいります。

次に、人事課では、職員の福利厚生と併せて、多様化する行政ニーズに対応するためには、市職員の意識改革と能力開発が不可欠と考え、職員自身のスキルアップやモチベーション向上を促し、行政機能を最大限発揮することができる人材育成に取り組んでまいります。

特に、研修関係では、自治大学校や各種研修センターなどへの派遣とあわせて、複雑化する地域課題にデジタル技術を市民生活に活用するスマートシティやつしろを実現するため、デジタル化に必要な知識技能及びそれらを用いた課題解決能力を持つ人材育成のための研修にも力を入れてまいります。

最後に、国際課では、コロナ禍で海外との人の往来による交流が難しい状況を踏まえ、オンライン等を活用した交流を積極的に行いながら、アフターコロナを見据えた迅速な相互訪問による交流の実現に取り組めます。

また、外国人市民との多文化共生社会の実現に向けて、外国人市民向けの日本語教育や日本人市民向けのやさしい日本語の普及に努め、言語の壁を取り除きながら、相互理解を促進していきます。

さらに、多言語通信システムの導入など、外国人市民の相談窓口の充実を図るとともに、昨年7月、新たにやつしろ国際協会を設立したところであり、官民一体となり、地域の国際化の推進に積極的に取り組んでまいります。

市政の見える化の推進、市職員の意識改革と能力開発への取組、多文化共生社会の実現とそれぞれが長いスパンでの取組を要する課題ではありますが、この一つ一つが将来の八代市を築く礎となるよう、粘り強く丁寧に進めてまいります。

以上、総務費における市長公室の総括とさせていただきます。

○総務企画部長（稲本俊一君） 改めまして、

皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部の稲本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、新規事業をですね、中心に総務企画部の総括を申し上げます。

まず、定住促進対策事業では、本市への移住・定住促進のために、県外から本市に移住し、定住を目的に住宅を取得する方などに対し、上限50万円を支給する移住・定住促進補助金制度を新たに創設します。

また、SDGs推進事業では、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するため、職員研修や市民ワークショップなどを実施し、SDGsの理念の周知に取り組みます。また、SDGsに対する意識の高揚や企業価値を高めることを目的に市内の企業・団体などを対象に八代市のSDGs宣言制度を導入し、市内全域へ取組の普及展開を図ります。

次に、デジタル化推進関係についてですが、スマートシティやつしろの実現に向け、本市のデジタル化の具体的な取組や推進体制などを定めた八代市デジタル化推進基本計画を本年2月に策定いたしました。

本計画では、デジタルでつながる未来都市～Move forward! 八代～をスローガンに掲げ、防災、市民サービス、医療保健福祉、農林水産業など様々な分野においてデジタル技術を活用した施策を展開することで、市民のウェルビーイングライフの実現を目指してまいります。

そのための取組といたしまして、デジタル化推進事業では、オンライン申請を可能にする行政手続のデジタル化ツールや職員専用のビジネスチャットツールなどを導入し、地域課題の解決や行政サービスの効率化・高度化を図ってまいります。

次に、地域情報化事業では、市内の情報通信格差を是正するため、令和元年度から光ブロー

ドバンド未整備地区における整備を推進しております。これまで、龍峯、日奈久、二見、鏡地区沿岸部及び東陽・泉地区の整備が完了しており、いよいよ令和4年度の坂本地区の整備をもって事業完了となります。これにより、市内全域で光ブロードバンドサービスを利用できる環境が整うこととなります。

また、誰もがデジタル化の恩恵を受けられるよう、情報インフラとして公共施設のWi-Fi整備を進めてまいります。令和4年度は、長期避難所であるコミュニティセンターを優先的に整備し、災害時の通信確保と平時における施設利用者の利便性向上を図ることとしております。

最後に、基幹統計調査として就業構造基本調査を実施します。これは、令和4年10月1日を調査基準日として、国民の就業状況を明らかにし、全国及び地域別の就業構造に関する基礎資料を得るため、5年ごとに実施される統計調査でございます。

調査は、約50の調査区を設定し、各調査区から15世帯ずつ無作為抽出して得た約750世帯が対象となり、指導員約6名、調査員約50名の体制で調査を実施いたします。

調査への御協力が得られるよう周知を図りたいと考えております。

総括は以上でございますが、今般策定いたしました第2次八代市総合計画第2期基本計画、八代市重点戦略、八代市デジタル化推進基本計画などを基に、今後とも市役所各部はもとより、国・県など様々な関係機関と連携し、市政の総合的な推進を図ってまいります。

以上でございます。

**○財務部長（尾崎行雄君）** それでは、財務部の主な事業について、着座にて説明させていただきます。

まず、財政が所管する関係でございますが、今回の予算編成に当たっては、最優先課題とし



て取り組みます令和2年7月豪雨関連や新型コロナウイルス感染症対策関連の事業については、令和3年度に引き続き実施してまいります。

また、未来への新たな挑戦、魅力ある選ばれた八代の実現を目指し、新たな5つの重点戦略に沿った、今の時代に必要な施策を盛り込むとともに、デジタル化による市民サービスや利便性向上の実現を目標とするスマートシティやつしろの推進を強く意識した施策を展開していくなど、国や県と連携した切れ目のない1.5か月予算として編成したところです。

なお、財政見通しにつきましては、地方交付税について、国勢調査による算定基礎人口の減少なども見込まれるところですが、国の地方財政計画では、出口ベースで対前年度比プラス3.5%の予算が確保される見込みに加え、本市におきましては、災害復旧債や合併特例債の償還額増加の影響も考慮し、プラス3.7%で見込んでおります。予算規模は、新庁舎建設事業の本庁舎部分が完成したことによりまして減少しましたが、令和2年7月豪雨関連や新型コロナウイルス感染症対策関連などの臨時的な財政出動もあり、合併後3番目となっております。今後もさらなる財政健全化への取組も欠かさず、財政規律の堅持と市政発展のための投資のバランスの取れた持続可能な財政運営を確立してまいります。

また、ふるさと納税につきましては、令和元年9月より現在の観光・クルーズ振興課へ所管を移しまして、新たな取組による寄附金の増加を図ったところ、令和元年度は返礼品の見直しや新規開拓などにより、寄附額約3億6000万円、令和2年度も継続した取組に加え、7月豪雨の影響で全国からの支援が集まり、約12億7000万円の大幅増となりました。令和3年度におきましても、約17億5000万円を見込んでおりますので、先ほど補正予算をお願い

いたしましたのでございます。令和4年度も、さらなる寄附金の増加を図り、一般財源の確保に努めてまいります。

次に、入札・契約事務関係でございますが、従来から行っております工事関係の電子入札システムに物品・役務も追加し、全ての入札を電子化することで、新型コロナウイルス感染症対策及び入札参加者の利便性向上並びに入札・契約事務の効率化を図ります。

次に、未利用財産の活用による歳入確保といったしまして、未利用財産の売却や貸付けの拡大を図っており、令和2年度より新たな取組といったしまして、専ら公共施設の利活用を取り扱う民間ウェブサイト等への掲載や、市有施設等利活用見学会を実施しているところでございます。また、経費削減に向けた取組として、庁舎や学校施設等高压電力施設における電力調達の入札を実施いたしております。

そして、令和4年2月14日より、新庁舎の開庁に伴いまして効率的かつ効果的な管理を目指した総合管理業務委託方式による庁舎管理を行っており、全庁的なファシリティマネジメントをさらに推進してまいります。

また、新庁舎の市民交流エリアにつきましては、オンライン予約システムによる申請もできるようになっておりますので、市民の皆様にご気軽に御活用いただきたいと思います。

次に、税関係でございます。

市民税につきましては、市たばこ税は、近年増税されておりますものの、分煙・禁煙の啓発等による健康志向の高まりなどから税の減少を見込んでおりますが、このほかの法人市民税などにつきましては、コロナ禍ではありますものの、全体的には経済が回復傾向にあることから、税収増を見込んでおります。

また、固定資産税におきましては、家屋で評価替えの翌年度のため、単純に新築分の上乗せなどにより増加を見込んでおりますが、償却資

産は、コロナ禍の影響により新規設備投資が例年ほどは見込めないことなどから減少見込みであり、全体的には微増と見込んでいます。今後も、引き続き公正公平な課税に努めてまいります。

また、税の徴収につきましては、引き続き、滞納整理の早期着手を行い、現年度課税分の収納率向上と翌年度への滞納繰越しの抑制を図ります。早期の催告と財産調査を徹底し、差押え等の滞納処分を強化し、累積滞納額の削減に努めるとともに、税負担の公平性を確保してまいります。

税関係の新たな取組としましては、新庁舎開庁に合わせて税証明等のオンライン申請を開始しております。令和3年度より開始しております市税等納付のスマホ決済と同様に、市役所に赴くことなく行政手続が完了できる環境を整備することで、納税者の利便性の向上だけでなく、新型コロナウイルス感染症への対策やキャッシュレス化の推進にもつながるものと考えております。

最後に、建設部が所管します新庁舎の建設関係でございますが、令和4年度は、新庁舎建設事業の最終年度として、仮設庁舎跡地を駐車場に整備する外構2期工事を進め、令和4年10月末をめどに完成を予定しております。

以上、財務部の総括とさせていただきます。

**○市民環境部長（谷脇信博君）** 市民環境部の谷脇でございます。それでは、当委員会所管の総務費中、市民環境部が所管いたします当初予算の主な事業につきまして、総括及び方針の一端を着座にて述べさせていただきます。よろしいでしょうか。

まず、市民活動政策課が所管します住民自治の推進についてでございます。

昨年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により多くの地域イベントが中止となる中、それぞれの地域協議会において創意工夫

の下、地域の特色を生かしたまちづくり活動を展開していただいております。

市としましては、活動交付金や補助金などの財政支援を充実させるとともに、地域の人材育成にも取り組み、地域協議会への支援をさらに強化してまいります。

また、地域協議会に委託しておりますコミュニティセンターの一部管理業務は、来年度からは19の地域協議会に受託していただく予定でございます。

次に、協働のまちづくりの推進でございます。

本市の協働によるまちづくりの基本的な考え方を定めました八代市協働のまちづくり推進条例を具現化した協働のまちづくり推進計画を令和3年3月に策定いたしております。

この計画に基づきながら、引き続き、地域の自主性、主体性を尊重し、地域の皆様の要望や意見をしっかりと受け止め、市からも的確な助言や情報発信を行うなど、きめ細かな支援を行い、協働によるまちづくりの推進に取り組んでまいります。

次に、コミュニティセンターの維持管理及び施設整備でございますが、今後も防災拠点としての機能充実を図りますとともに、地域活動の拠点として、誰もが利用しやすい施設となるよう空調設備の整備やトイレの洋式化などを計画的に進めてまいります。

特に、令和7年末再建を目標としております坂本コミュニティセンターにつきましては、地域の皆様と意見交換を行いながら、整備の方針を検討していく予定としております。

また、市政協力員関係でございますが、市政協力員の皆様には、地域住民への事務連絡や広報紙の配布をお願いするなど、市の多くの部署が様々な事務をお願いしており、市民福祉の増進と市政の円滑な運営のために行政と市民をつなぐ重要な役割を担っていただいております。

特に令和2年7月豪雨におきましては、先頭に立って復旧に御尽力いただき、本市にとりまして市政協力員制度は非常に重要な制度であると改めて認識したところでございます。

しかし、近年の世代間関係の希薄化や急速な高齢化などもあり、市政協力員のなり手不足が懸念されますことから、地域の御意見を伺いながら、引き続き、担当地区の編成や業務の見直しなどを行ってまいります。

次に、人権政策課が所管します人権啓発についてでございます。

誰もが生き生きと暮らせるまち、人権が尊重されるまちづくりの実現を目指し、人権啓発センターを活用しながら、人権尊重の意識と実践力を養う学習活動を展開することで、市民の人権意識の高揚が図られるよう啓発推進に取り組んでまいります。

男女共同参画につきましましては、あらゆる分野において男女が共に活躍できる社会づくりに向け、様々な取組を引き続き進めてまいります。また、第2次八代市男女共同参画計画の計画期間が令和5年度末で終了しますことから、今後2年間をかけて新たな計画を策定する必要があり、令和4年度は計画策定の基礎資料とするために市民意識調査などの実施を予定しております。

青少年健全育成につきましましては、地域協議会や学校、警察及び少年指導員による巡回街頭指導や八代地区保護司会と連携した社会を明るくする運動などを通して、今後も啓発活動を実施してまいります。

最後に、市民課でございます。

現在、デジタル技術を取り入れた窓口運営の一つとして、マイナンバーカードを利用したオンライン申請での証明書発行を受け付けております。市民の方が自宅からオンラインで証明書発行申請を行い、職員が受け付け後に証明書を発行し、申請者へ郵送するもので、併せて証明

書発行手数料や郵便料についてもスマホなどの決済を利用することで、市役所への来庁が不要となる仕組みといたしております。

そのほか、証明書発行窓口でも、非接触型レジやキャッシュレス決済を導入するなど、デジタル技術により感染リスクの低減と利便性向上につなげてまいります。

また、市民の方が亡くなられた際の手続をワンストップで行うお悔やみコーナーの運営や引越越しシーズンの休日窓口、夜間窓口の開設など、市民の皆様にとって利用しやすい窓口づくりに引き続き取り組んでまいります。

また、マイナンバーカードの普及促進では、イオン八代2階のマイナンバーカード受付センターの運営やマイナンバーカードオンライン申請補助端末の導入による企業や地域への出張申請、本庁での写真撮影を含めた申請方法の実施など、効率的な申請交付体制を整え、より一層促進してまいります。

以上でございますが、今後とも、市議会をはじめ、市民の皆様の御意見をお聞きしながら、改善すべきところは改善し、事業の着実な遂行に努めてまいりたいと考えております。

以上、よろしくお願いたします。

○財務部次長（岩瀬隆敏君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）財務部の岩瀬でございます。引き続き、よろしくお願いたします。それでは、失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第8号・令和4年度八代市一般会計予算をお願いいたします。

総務委員会付託分のうち、款2・総務費、款11・公債費、款12・諸支出金、款13・予備費について説明いたします。説明に当たりましては、職員給与費は省略し、新規の取組や事業費の大きいものを中心に説明いたします。

それでは、54ページをお願いいたします。

下段の表、款2・総務費でございます。項1・総務管理費、目1・一般管理費は35億607万5000円を計上しております。前年度と比較して3億7701万6000円増加しておりますが、主な要因としましては、説明欄の1つ目、前年度当初と比較して、組織体制の変更等で一般職が11名多いことや、退職手当の該当者が多くなっていることなど、また、次の55ページ、説明欄の下から3つ目のふるさと納税事業6億7523万円において、前年度当初比で23%増加したことなどが主なものでございます。

まず、説明欄の下から4つ目、職員研修事業1006万円では、新たな研修として、環境変化に対する職員の適応力を向上させるレジリエンス研修を行うほか、デジタル・トランスフォーメーション人材育成研修などを引き続き実施いたします。

その下のふるさと納税事業につきましては、当初予算の歳入の説明の際、申し上げましたように、令和4年度は前年度より2億円増の12億円余りの寄附を見込んでおりますので、特産品などのふるさと納税謝礼4億4422万円、ふるさと納税業務委託料1億767万6000円、ポータルサイト利用料9557万8000円などのほか、今回新たに事業者勉強会や寄附者との意見交換会の開催などのコンサルティング委託料132万円を計上しております。

その下のふるさと納税PR事業1877万6000円は、新しい事業者や返礼品の登録、事業者間の連携や知識向上、寄附者へのお礼などを継続的に実施することにより、地域経済の活性化につなげるとともに、安定的な歳入の確保と物産振興を図るもので、ワンストップサービス郵送料442万4000円など、ふるさと納税のPRのための経費を計上しております。

その下の企業版ふるさと納税事業21万円は、新たに株式会社肥後銀行が作成します20

22年度くまもと企業版ふるさと納税対象プロジェクト集への掲載委託料11万円及び寄附実現時の成功報酬型手数料10万円でございます。

56ページをお願いいたします。

目1の説明欄の下から4つ目、市政協力員関係事業1億1313万9000円は、各地区の市政協力員330人への委託料1億425万8000円のほか、市政協力員事務費495万円、市政協力員研修費等補助金297万円、市政協力員担当地区再編事業補助金で2地区分36万円でございます。

その2つ下の国際交流推進事業647万6000円は、主に国際交流員・CIRの報酬394万円や多文化共生講座世界の料理教室関係経費のほか、昨年7月に設立しましたやつしろ国際協会への負担金41万4000円でございます。

続きまして、中段からの目2・文書広報費は1億7387万8000円を計上しております。前年度と比較して3220万3000円増加しておりますのは、説明欄一番下の特別会計繰出金事業（ケーブル）4689万7000円において、前年度当初比で96%増加したことが主なもので、これは令和2年7月豪雨の影響による減収などを補うものでございます。

説明欄の下から2つ目、広報広聴活動事業3913万9000円は、広報やつしろの印刷製本費3582万7000円が主なもので、そのほか3年ごとに開催の中学生議会に係る経費8万6000円や住民からの行政への問合せにAIが回答するAIチャットボットの運用経費79万2000円などでございます。

57ページをお願いします。

目3・会計管理費は1931万2000円を計上しております。前年度と比較して439万円増加しておりますが、会計窓口業務の一部について、新たに民間委託の導入を行う経費73

4万3000円が主なものでございます。

次の目4・財産管理費は5億4304万5000円を計上しております。前年度と比較して7688万6000円増加しておりますのは、説明欄中ほどの市有財産管理事業（本庁）分のうち、旧八代市立病院の医師宿舎解体工事など、また、その下の市有財産管理事業（坂本支所）における旧八代東高校坂本分校跡倉庫の解体工事などが主なものでございます。

説明欄の上から3つ目の市庁舎管理運営事業（本庁）2億6036万9000円は、新庁舎の維持管理に係る経費が主なもので、施設の常駐管理や保安警備、受付業務などの包括委託を行う総合管理業務委託1億678万8000円や電気料6240万円などがございます。

新庁舎関連以外では、坂本支所仮設庁舎のリース料1672万円などがございます。

また、下から2つ目のファシリティマネジメント推進事業1191万5000円は、公共施設の適正な維持管理を行うために、新たに建物劣化診断調査や保全計画を策定する経費1166万円などがございます。

58ページをお願いします。

次の目5・企画費は3億8683万8000円を計上しております。前年度と比較して2億2313万4000円増加しておりますのは、主に説明欄の下から3つ目の復興推進事業関係によるものでございますが、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の付託事項となりますので、内容の説明は省略いたします。

これ以外としまして、説明欄の上から5つ目、定住促進対策事業475万7000円は、くまもと版地方創生移住支援事業補助金を活用した首都圏からの移住支援金200万円のほか、新たに県外から本市に移住し、定住を目的に住宅を取得する方に上限50万円を支給する移住・定住促進補助金250万円などがございます。

さらに5つ下の住民自治推進事業7321万8000円は、住民自治組織である21か所の地域協議会の運営を支援するための地域協議会活動交付金6666万9000円や、地域みらいづくり補助金630万円が主なものでございます。

一番下のSDGs推進事業22万8000円は、市域全体へのSDGsの理念の浸透を図り、将来にわたって持続可能なまちづくりを推進するもので、職員研修や市民ワークショップ等を開催する経費でございます。

次に、目6・情報推進費は6億2003万8000円を計上しております。前年度と比較して8529万8000円の減となっておりますが、電算システムの新庁舎移転が令和3年度で終了したことなどが主な要因でございます。

まず、説明欄の上から2つ目、基幹システム運用事業1億320万4000円は、基幹システムの安定稼働のため、システム保守やツール開発、データバックアップ等の運用を行うものであり、基幹系システム使用料6288万5000円、入力データ作成委託料957万8000円が主なものでございますが、新たに令和5年度から固定資産税と軽自動車税についてQRコード決済ができるようにする、共通納税制度の税目拡大に伴うシステム改修委託料965万円が主なものでございます。

次に、下から2つ目、サーバ管理運用事業1807万1000円は、新型コロナウイルス感染症対策としてリモート接続システム保守委託557万4000円、リモート接続システム使用料132万9000円などのほか、新たにインターネットを利用するクラウドサービスを安全に利用できるよう監視し、自動制御する仕組みを構築するための特定通信ツール賃借料9万8000円が主なものでございます。

次に、一番下の地域情報化事業3億3118万4000円は、超高速ブロードバンドを坂本

地区に整備予定しており、補助金3億800万円のほか、新たにコミュニティセンター10か所へのWi-Fi設置工事費1100万円が主なものでございます。

59ページをお願いします。

説明欄1つ目のデジタル化推進事業1047万1000円は、デジタル技術を活用し、地域課題の解決や行政サービスの効率化・高度化を図るもので、新たにアンケートや申込みフォームの作成・集計を容易にすることで、業務効率化を可能にする行政手続デジタル化ツールの使用料79万2000円や行政専用チャットツールの使用料554万4000円、新庁舎に新たに設置するキャッシュレス決済端末の使用料8万8000円などが主なものでございます。

次に、目7・交通犯罪対策費は1億3401万6000円を計上しております。説明欄一番下の生活交通確保維持事業7540万6000円は、中山間地域の交通移動手段確保の一環として、乗合タクシー運行事業補助金を継続して実施いたします。

60ページをお願いします。

目8・人権啓発費は1億1225万円を計上しております。説明欄一番下の男女共同参画市民意識調査事業295万7000円は、現行の第2次八代市男女共同参画計画が令和5年度をもって計画期間が終了することに伴い、新たな計画策定のための市民意識調査業務委託226万2000円などでございます。

次に、目9・コミュニティセンター費は2億3308万6000円を計上しております。説明欄一番下のコミュニティセンター施設整備事業9355万8000円は、郡築コミュニティセンターの屋上防水・外壁塗装改修工事3918万円、松高コミュニティセンターの屋上防水・軒裏爆裂補修工事2832万円、太田郷・八代・二見・東陽の4つのコミュニティセンターでトイレ洋式化改修工事1100万円、麦島

コミュニティセンターの空調設備設置設計業務委託490万円などでございます。

61ページをお願いします。

目10・公平委員会費では、事務事業費として120万6000円を計上しております。

次に、目11・諸費は6221万8000円を計上しております。過年度の国県支出金の精算に伴う準備金として、説明欄中ほどの国県支出金等返還金事業1000万円や前年度の法人市民税などの精算に伴う還付金の準備金として、市税還付金事業5000万円が主なものでございます。

次に、目12・市庁舎建設費は3億2325万1000円を計上しております。本体が完成し、一部外構工事を残すのみとなりましたので、前年度と比較して76億9243万5000円の減となっております。主なものは、継続費設定分である新庁舎外構工事で2億9844万円、外構工事監理業務委託で992万6000円となっております。また、新庁舎駐車場における10台分の監視カメラ設置工事1274万9000円でございます。

62ページをお願いします。

項2・徴税费、目1・税務総務費は5億2663万8000円を計上しております。主に市民税、資産税の事務事業経費でございます。特定財源は、県の県民税徴収事務委託金でございます。

次に、目2・賦課徴収費は1億653万5000円を計上しております。市民税部門では、eLTAX関係経費、資産税部門では次期評価替えに向けた土地の不動産鑑定業務委託が主なものでございます。なお、新たに軽自動車税関係の手続電子化に伴うシステム改修委託として300万1000円を予定しております。

63ページをお願いします。

項3、目1・戸籍住民台帳費は2億8965万5000円を計上しております。説明欄上か

ら2つ目の戸籍住民基本台帳事務事業5001万8000円は、令和4年度から坂本町の百済来郵便局及び泉町の五家荘郵便局に取扱いを依頼してありました証明書交付事務が有料化されることに伴う委託料33万6000円や、婚姻届や出生届等で来庁された市民の方が記念撮影を行うことができるよう新庁舎に記念撮影用のフォトブースを設置する予定としており、その備品購入費68万円を計上しております。

次の番号制度導入事業5625万円は、本年度から継続して実施しておりますイオン八代ショッピングセンター内でのマイナンバーカード受付センターを開設するための経費などが主なものでございます。

次に、下段の表、項4・選挙費、目1・選挙管理委員会費は4490万6000円を計上しております。選挙管理委員会事務事業276万5000円は、選挙管理委員4名分の報酬133万円が主なものでございます。

64ページをお願いします。

目2・県議会議員選挙費は2295万6000円、目3・参議院議員選挙費は8053万9000円を計上しております。いずれも投票立会人、投票管理者及び投票事務補助員などの報酬やポスター掲示場の作成、設置、維持、撤去などの業務委託などが主なものでございます。なお、県議会議員選挙費は、令和5年4月29日の任期満了、次の参議院議員選挙費は、令和4年7月28日の任期満了に伴い、執行されるものでございます。

65ページをお願いします。

下段の表、項5・統計調査費、目1・統計調査総務費は2191万9000円を計上しております。

66ページをお願いします。

目2・基幹統計費は506万円を計上しております。前年度と比較して545万6000円の減となっておりますが、経済センサス事業が

終了したことによるものでございます。

下段の表、項6、目1・監査委員費は5096万2000円を計上しております。常勤監査委員や一般職の職員給与費のほか、監査事務事業の241万2000円は、非常勤監査委員2名分の報酬159万2000円が主なものでございます。

以上が総務費でございます。

続いて、大きく飛びまして117ページをお願いします。

下段の表、款11・公債費でございます。項1・公債費、目1・元金は63億834万7000円を計上しております。前年度と比較して1億1194万8000円増加しておりますが、説明欄の長期債償還元金事業のうち、環境センター建設費借入金の償還において、据置期間が終了したものから順次償還が始まったこと等によるものでございます。

118ページをお願いいたします。

目2・利子は2億7233万2000円を計上しております。説明欄の長期債償還利子事業2億7116万7000円及び一時借入金利子事業116万5000円でございます。

次に、款12・諸支出金でございます。項1・基金費、目1・財政調整基金費397万8000円、目2・市有施設整備基金費167万5000円、目3・減債基金費109万2000円は、いずれも基金の運用で生じた利子を一旦一般会計に繰り入れた後、同額を基金に積み立てるものでございます。

次の目4・ふるさと元気づくり応援基金5億2553万3000円は、本市へのふるさと納税寄附金から返礼品等に係るふるさと納税事業に充当した残り基金運用利子を積み立てるものでございます。

次の目5・まちづくり交流基金費28万2000円は、基金運用利子を積み立てるものでございます。

次の目6・平成28年熊本地震復興基金費43万2000円は、平成29年度県の復興基金からの交付金を原資として創設した基金でございまして、令和4年度の県の復興基金を活用した基本事業の実施に伴い交付される事務費交付金のうち、事業に充当できない分と基金運用利子を積み立てるものでございます。

119ページをお願いします。

目7・新型コロナウイルス感染症対策基金費63万5000円は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対策として、国の臨時交付金を原資として創設した基金でございまして、基金運用利子を積み立てるものでございます。

最後に、款13、項1、目1・予備費でございまして。予算執行における緊急対応分として予備費2000万円を計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） じゃ、忘れないうちに。市民税の賦課徴収事務事業という中で、eLTAX関係費というのが計上されておりました。その中で新規のシステム改修委託の分で軽自動車税関係の手続電子化に伴うシステム改修、これは市民と行政――役所との間の手続のことなんでしょうか、それとも役所の内部のシステムの改修なんでしょうか。

市民の方が、先ほどデジタル化とおっしゃったように、家からスマホなりパソコンなりから手続ができる、納税ができるといった内容なんでしょうか、詳細について教えてください。

○デジタル推進課長（鋤田敦信君） 共通納税制度の税目拡大に伴うシステム改修委託ということでございまして、内容につきましては、具体的には市から発送いたします納付書にですね、地方税共通納税システム用のQRコードを

印字するというところでございます。住民の方は、そのQRコードを活用して自宅でインターネットによる電子納税ができるようになります。また、スマホ決済も可能になる予定でございまして。また、実際に活用される決済自体はですね、今から決定されるということで、この実施が令和4年度に改修しまして、令和5年度から実際にスタートする予定でございまして。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 今の続きなんですけど、よくカードリーダーとかなんとかってないと、先に進まない手続とかあるんですけど、それは要らない、もうQRコードだけでいいということですか。

○デジタル推進課長（鋤田敦信君） 現在のところ、QRコードだけということで伺っております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） そしたら、予算書の56ページの台湾基隆市友好交流事業っていうのについて。事業は、対象はどなたが対象で何名で、事業の概要とか、時期とかですね、そういったものについて教えてください。

○国際課長（緒方 浩君） こんにちは。国際課の緒方でございます。堀委員御質問の、台湾基隆市友好交流事業についてお答えをさせていただきます。

まず、交流に伴う渡航旅費というところでですね、今回は担当部署の4名を考えておるところでございます。それと受入れにつきましてはですね、コロナ禍の影響でどうなるか分かりませんが、もし来られたときに先方の交流会費とかですね、記念品代等を考えておるところでございます。



以上、お答えといたします。

○委員長（古嶋津義君） いいですか。

○委員（堀 徹男君） はい。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） じゃ、続けて57ページの市有財産管理事業の本庁の分で、市立病院の医師の宿舍解体という説明があったようですが、その解体工事の財源と、それから跡地の利活用についての状況を教えてください。

○財務部長（尾崎行雄君） 起債についてはですね、公適債のほうを。公共施設等の適正化事業債のほうを予定しております。

跡地利用についてはですね、今後、近隣の方々と協議していかないといけないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 次の58ページの住民自治推進事業についてお尋ねをします。

7321万8000円ですね、地域協議会活動交付金6666万9000円かな。それと同じくコミュニティセンターの維持管理事業、60ページにありますけど、管理業務委託の分で6423万9000円か。どちらとも関連してお答えでいいんですけども、地域雇用職員というのを今、採用されて、住民自治の支援をされていると思うんですけど、その分の予算が交付金の中に一括して入れてあるというふうにお伺いしてるんですけど、大体のその人件費相当の分というのは幾らになっているのかというのとですね、それから、コミュニティセンターの指定管理者制度導入というのに向けてですね、取組がされているというふうに解釈してるんですけど、その制度導入に向けた、その地域協議会ですね、育成状況というのはどのよ

うに捉えていらっしゃるかについてお尋ねをしたいと思います。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（吉井光博君） 市民活動政策課の吉井です。よろしくお願いいたします。

地元雇用職員についてはですね、コミュニティセンター維持管理事業の中のコミュニティセンターの一部管理委託事業の中に含まれています。こちらのほうでお金を出しているところでございます。

それから、指定管理員制度についてどうしているのかということですが、一応ですね、指定管理ということではなくてですね、地元に拠点ということで、地域協議会を中心にですね、委託しているところですが、そちらのほうでしていくということで、指定管理制度ということは今予定しているところではございません。一部管理委託ということで地域協議会にお願いしとるということです。

○委員（堀 徹男君） すいません。私、地域雇用職員とですね、人件費の相当分は幾らかというお尋ねをしますので、まず、その金額を教えてください。

それと、コミュニティセンターですね、将来的な目標像というのは、指定管理者制度の導入に向けたものだったというふうに解釈してるんですけど、その育成の過程において一部管理業務委託、今されてると思います。最終的な目標である地域協議会への指定管理者制度導入というのをですね、目途に育成をされているんだというふうに思ってるんですが、その育成状況についてですね、お尋ねをします。

○市民活動政策課長（消費生活センター所長兼務）（吉井光博君） コミュニティセンターですね、一部管理業務委託ですが、19地域協議会で6423万9000円を委託しております。大体ですね、事務員を雇っておられますけども、大体時給が947円で計算しており

ます、予算的には。

それからですね、地域協議会を対象にしてですね、研修会を行っております、各ホームページとか、広報紙とか、人に伝わる話し方教室とかを研修を行って、人材育成を図っております。

以上でお答えとします。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（堀 徹男君） 今のは次回の質問に取っておきたいと思いますので、続けてですね、63ページの番号制度導入事業についてお尋ねをします。

マイナンバーカードの普及促進を図られているという中にはありますけれども、市民の方にはですね、普及促進を図る手だての一つにはコンビニ交付というのを利便性の向上とかっていうのがあると思うんですね。その利便性の向上をうたってはおるものの、コンビニ交付の機械でできるサービスというのは、例えば、住民票と戸籍——戸籍は取れたのかな——印鑑証明書とって、何種類かあるんですけど、その種類が現在どれぐらい活用できるのかというのと、その提供されてるサービスは、他の自治体が行っているマイナンバーカード等を使ったサービスと比べて遜色がないものかというのをお尋ねしたいと思います。

○市民課長（上角愛美子君） 市民課の上角です。コンビニ交付でできる証明書ですけども、住民票の写し、それから住民票の記載事項証明書、それから、印鑑証明書というところになります。加えて、税証明のほうも発行はできます。

以上です。（委員堀徹男君「続きがありますよ、2点目」と呼ぶ）

○委員長（古嶋津義君） もう一点。

○市民課長（上角愛美子君） ほかの自治体もですね、大半のところはそういったところにな

っております。中にはですね、戸籍の証明も取れる自治体もありますけれども、戸籍のほうの証明を入れるということになると、また莫大な費用もかかりますし、今後ですね、マイナンバーの普及が進んでいきまして、マイナンバーと戸籍がですね、連携をさせていきますと、戸籍の証明というもの自体がもう必要がなくなってくるということがあります。そういう流れがありますので、本市のほうでは、戸籍のほうは出しておりません。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。堀委員、ありませんか。

○委員（堀 徹男君） いや、もう後日取っておきます。

○委員長（古嶋津義君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で第2款・総務費、第11款・公債費、第12款・諸支出金及び第13款・予備費についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後2時05分 小会）

（午後2時07分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

執行部より発言の申し出があっておりますので、これを許可します。

○市民税課長（山内真奈美君） 市民税課、山内でございます。よろしくお願いたします。

すいません、先ほど堀委員のほうから御質問

をいただきました軽自動車ですね、システム改修についての質問に対しまして、鋤田デジタル推進課長のほうからお答えをさせていただきましたけれども、内容のほうが市民税課の賦課徴収事務事業の中の一つということでしたので、訂正のほうさせていただきますと思います。

先ほど、QRコードというようにお話で説明をさせていただきましたが、あちらは共通ですね、納税システムの基幹システムの改修のほうでございます。

お聞きいただきました軽自動車税の関係手続の電子化に伴うシステム改修、こちらのほうは令和4年度中にシステムのほうを改修を行いまして、令和5年度以降は軽自動車の納税証明書ですね、あちらのほうを省略できるような形での改修を行うというものです。

それで、先ほど鋤田デジタル推進課長のほうからお話いただいた内容とは若干違いますので、修正させていただきます。申し訳ございませんでした。（委員堀徹男君「分かりました」と呼ぶ）

**○委員長（古嶋津義君）** 次に、第8款・消防費について、総務企画部から説明をお願いします。

**○総務企画部長（稲本俊一君）** 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部の稲本でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、令和4年度八代市一般会計予算、第8款・消防費につきまして総括を申し上げます。

まず、防災体制の整備につきましては、令和2年7月豪雨災害を受け、避難に対する住民の意識がさらに高まり、地域住民の緊急避難場所として重要な役割を果たす小中学校体育館等の避難所機能にさらなる強化を目的に、空調設備の整備を計画的に行っております。

また、ウェブ版ハザードマップの情報を更新

し、本市の災害リスクや避難場所、河川情報等の周知を行ってまいります。

次に、広域行政事務組合負担金につきましては、八代消防署新開分署庁舎建設に係る実施設計費や造成工事費等の一部を負担することとしております。

次に、災害時用備蓄品につきましては、坂本町に備蓄倉庫を新設し、坂本町やその周辺の備蓄を進めることとしております。

消防施設では、昭和明徴町の小型動力ポンプ積載車の格納庫の新設や泉町栗木地区の防火水槽の整備などを行うこととしております。

消防団につきましては、消防団員確保による消防団の強化・充実は大変重要ですが、近年、消防団に加入される方が減少しており、団員の確保は大きな課題となっており、副分団長、班長、団員の階級において年額報酬の見直しを行うこととしております。また、小型ポンプ積載車やホース等の資機材更新も計画的に行っております。

次に、自助・共助による地域防災力向上の取組についてですが、引き続き、自主防災組織等の活動活性化を図るため、講演会や研修会の開催、訓練等の支援に取り組んでまいります。また、八代市登録防災士——やつしろソナエーターが、災害時における応急救助活動など地域で活躍できる仕組みづくりを引き続き進めてまいります。

また、地域住民による自主運営避難所の設置に向け、先行して実施する地域を選定し、課題の抽出やその対策を講じた上で、全市的な取組として実施してまいります。

今後とも、災害に強く、安全・安心なまちづくりに向け、各関係機関との連携協力の下、防災基盤・体制の充実に取り組んでまいりますので、御理解御協力をいただきますよう、よろしくお願いたします。

以上、総括といたします。詳細につきましては

は、廣兼総務企画部次長が説明いたします。

○総務企画部次長（廣兼和久君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）総務企画部、廣兼でございます。よろしくお願ひします。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、令和4年度八代市一般会計予算のうち、歳出の消防費分について説明させていただきます。

一般会計予算書の100ページをお願いいたします。

款8・消防費、項1・消防費の目1・常備消防費として20億6687万2000円を計上しております。これは、広域行政事務組合負担金事業で、八代広域行政事務組合消防本部常備消防負担金20億6679万9000円、そのうち八代消防署新開分署庁舎の建設に伴う負担金2億8804万7000円となっております。このほか、権限移譲事務負担金7万3000円となっております。なお、前年度に比べ2億1047万6000円の増となっておりますが、これは八代消防署新開分署庁舎の建設に係る負担金の増が主な要因となっております。

特定財源として、権限移譲委託金など県支出金が2万8000円、合併特例債2億7280万円、平成28年熊本地震復興基金繰入金などのその他の財源が1441万1000円でございます。

次に、目2・非常備消防費で3億913万1000円を計上しております。前年度に比べて1380万4000円の減となっておりますが、これは前年度に比べ、消防車両及び小型ポンプの更新の台数が少ないことによるものです。

特定財源として、石油貯蔵施設立地対策交付金、熊本県電源立地地域対策交付金などの県支出金が2424万1000円、地方債といたしまして、過疎債1070万円、緊急減災・防災事業債2020万円、消防団員退職報奨金な

どのその他の財源6272万円となっております。

説明欄を御覧いただきたいと思います。消防操法大会等事業271万3000円は、市操法大会経費110万円、県操法大会経費101万5000円が主なものでございます。

次の消防団育成及び消防団員教育事業650万6000円、これは消防団73分団の運営補助金194万2000円、年末警戒補助金234万円、消防団幹部先進地研修94万8000円が主なものでございます。

次の消防団活動事業2億3246万円は、消防団員2300名の報酬8916万6000円、退職報償金掛金4800万円、退職報償金6160万円、出動手当1800万円が主なものでございます。

次の消防団整備事業でございますが、申し訳ございませんが、ここでちょっと数字の訂正をお願いいたします。すいません。当初予算の概要、こちらのものなんです、こちらの50ページをちょっとお開きいただきたいと思うんですが、50ページの一番上の消防団整備事業の3行目、消防用小型動力ポンプになります。こちらのほうがですね、台数が6台というふうになっておりますが、11台というふうにならんと訂正をお願いします。それと金額が4515万4000円となっておりますが、金額のほうは2759万8000円に訂正をお願いいたします。（「もう一回」「あと一回数字を」と呼ぶ者あり）台数が6台が11台、金額が4515万4000円が2759万8000円です。

すいません。訂正をよろしく申し上げます。申し訳ございません。

それでは、改めまして、予算書の100ページ、消防団整備事業6745万2000円は、小型ポンプ積載普通車3台1971万1000円、軽自動車1台530万9000円が主なものでございます。

次に、目3・消防施設費で2214万1000円を計上しております。前年度に比べ、1857万6000円の減となっておりますが、これは令和3年度に新庁舎へのサイレン吹鳴装置の設置を終えたことが主な要因でございます。

特定財源といたしまして、過疎債620万円や緊急防災・減災事業債350万円となっております。

説明欄を御覧いただきたいと思っております。消防施設整備事業として、防火水槽新設620万円、屋外消火栓ホース等格納箱整備150万円、消火栓負担金840万円が主なものでございます。

次に、目4・防災管理費で1億2706万4000円を計上しております。前年度に比べ、4619万9000円の増となっておりますが、これは坂本地区の防災拠点施設の整備及び小中学校体育館等へのエアコンの設置の設計業務委託などが主な要因でございます。

特定財源といたしましては、国庫支出金の防災安全交付金が649万円、県支出金の球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金が456万6000円、地方債といたしまして、合併特例債が2830万円、緊急防災減災事業債が2720万円、その他の財源といたしましては、平成28年熊本地震復興基金繰入金や地域福祉基金繰入金など2493万6000円となっております。

説明欄の上から2つ目、防災行政情報通信システム管理運営事業2656万7000円は、システム運用保守業務委託料1278万円や自治公民館等に設置しております旧防災無線設備の撤去業務委託640万2000円が主なものでございます。

それでは、101ページをお願いいたします。

説明欄上段の防災訓練事業174万6000円は、総合防災訓練費用として162万400

0円と住民参加型防災訓練12万2000円でございます。

次に、防災対策事業985万8000円は、自主防災組織設立補助・訓練等活動補助50万円、職員用防災服購入費103万7000円、避難所初動運営キット購入費28万2000円、ウェブ版八代市ハザードマップ更新業務委託198万円が主なものでございます。

次の避難行動要支援者関係事業の健康福祉政策36万5000円は、高齢者や障害者の方など災害時の避難において支援を要する方の名簿である避難行動要支援者名簿の作成・管理を行う経費でございます。

また、危機管理分として161万1000円は、避難行動要支援者システムの保守料及び地図更新費用になっております。

次の災害時応急給水事業635万8000円は、断水時における応急給水活動のため、組立式の給水タンク10基を配置し、断水地域や避難所への迅速な給水活動を行うものでございます。

次の災害時用備蓄資材整備事業1691万円は、食料や飲料水などの備蓄消耗品550万円、坂本町に新設する防災備蓄倉庫1110万円が主なものとなります。

最後に、避難所等設備整備事業3310万円は、避難所環境の改善を図るために実施する小中学校体育館等へのエアコンの設置の実施設計委託として、令和4年度実施予定の6施設分2980万円と坂本の鮎俣地区唯一の公的避難所であります鮎俣社会教育センターに設置する多目的トイレ330万円となっております。

以上で消防費の説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 防災管理費の部分でお

尋ねをしたいと思うんですけども、災害時用の備蓄資材の整備事業ということで、防災施設の備蓄用品の購入経費をあげられております。毎年ですね、適宜防災備蓄品として備蓄を進められているというふうには思っておりますが、その備蓄品ですね、目標の設定というのがあれば、その目標値を教えてくださいたいのと、それと充足率といいますか、進捗状況、目標に対する達成率ですね。どれぐらいそろいつつあるのかというのを併せて教えてくださいたいと思います。

○危機管理課長（西村一章君） 危機管理課の西村でございます。よろしくお願ひいたします。

堀委員お尋ねの、備蓄の状況につきましてお答えさせていただきます。

令和3年末でですね、食料につきましては、2万2300人分、水につきまして1万3400人分の備蓄がございます。令和4年度の予算でですね、食料については3800人分、それから水については6000人分を調達する予定でございます。令和4年末の状況では、食料が2万2000人分、水につきましては1万7900人分の備蓄になる予定でございます。

なお、目標値といたしましては、市内の避難所に収容できる人数4万7000人分を目指して、それぞれ備蓄のほうをですね、計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（村川清則君） 私も若い頃は消防団員で、でも離れてもう何十年かたつわけですけども、最近の消防自動車、非常に新しくなって非常に頼もしく思っております。更新するときの何か基準というようなものはあるんでしょう

か。年数とか。

○危機管理課長（西村一章君） 村川委員の御質問でございました消防車両等の更新時期の基準につきましては、小型ポンプ積載車については25年を目安に更新をさせていただいております。小型ポンプにつきましては、20年を目途に更新というところで、それぞれ計画的に更新作業のほうを進めていくところでございます。

以上でございます。

○委員（村川清則君） いろんなホースとかの装備品なんかも、そういうあれはあるんですか。

○危機管理課長（西村一章君） 装備品につきましては、積載車入替えのときにそれぞれ装備品としてですね、例えば、ホースであったりとか、給水管であったりとか、一式で購入するようにしておりますので、その時点で更新というような形になります。

以上でございます。

○委員（村川清則君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにございませんか。

○委員（堀 徹男君） じゃ、最後に、新規で新しい取組をですね、拠点整備事業だったり、避難所の整備事業だったりというのに取り組みされるということなんですけど、新しい新規の事業にですね、導入されるに当たっての、部として、課としての総括みたいなものですね、どれだけの努力を重ねてここまでに至ったかとかというですね、思いがあれば、ちょっと最後にお聞かせいただきたいなと思いますけど。どっちでもいいですよ。

○危機管理課長（西村一章君） 堀委員お尋ねのですね、防災拠点、それから避難所整備等に対してのですね、市の意気込みといいますか、方針といいますか、についてお答えさせていただきます。

委員御存じのとおりですね、今回、避難所運営、避難所の整備、それから、防災拠点等については令和2年7月豪雨を踏まえてですね、それぞれ課題となったものが浮き彫りになったというところで、特に防災拠点につきましてはですね、やはり坂本地区内における庁舎機能であったり、それから物資集積機能、それと併せて部隊のですね、活動拠点等が失われた状況でございましたので、こちらは例えば浸水した場合であっても、活動拠点をきちんと設ける必要があるということで、右岸左岸にそれぞれ設けるものでございます。

もう一つ避難所につきましては、これにつきましても、特に体育館等へのですね、避難につきましては、どうしても住環境という観点から、やはり空調等がついてない限りにおいては非常に災害を受けるタイミングがですね、やっぱり夏場に多いというところもございまして、そういった観点からですね、避難所の住環境を整備するという意味合いから空調設備のほうを急いでやらなければならないというところがございます。

いずれにいたしましても、緊急を要する事業でございますので、スピード感を持ってですね、整備に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

○委員（橋本貴喜君） すいません。ちょっと1点確認といいますか、消防団の団員報酬が増えるというのと、あと何か報酬のといいますか、渡し方が変わるという話がありまして、そこら辺ちょっと1回確認したいなと思って。

○危機管理課長（西村一章君） 橋本委員のお尋ねのですね、まず、団員報酬につきまして

は、今回、昨年の4月にですね、消防庁のほうから消防団員報酬等の基準につきまして、お示しがあったところございまして、これについてですね、その基準額を下回っている階級、いわゆる副分団長、それから班長と、それから団員ですね、につきまして、それぞれ今回、金額のほうをですね、改定をさせていただくということで、今の現況の額に対して高いところで額の変更をさせていただくということで、今回、議会のほうにですね、提案をさせていただいているという状況でございます。

それともう一点は……。

○委員長（古嶋津義君） 支払い方法。

○危機管理課長（西村一章君） 失礼しました。支払い方法につきましては、これも消防庁の基準によりますと、これまで消防庁の基準ではですね、個人のほうにそれぞれお支払いをするように改定の申し出のほうがなされているところでございますが、現況におきまして、個人払いをやっているというのは、あくまでも団員の各個人に対してですね、今のところ、個人まではやっておりませんので、これにつきましては、今後ちょっと団のほうとですね、協議をさせていただいて改善のほうをやらせていただければというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（橋本貴喜君） 支払いの仕方の変更がですね、突然ちょっと私も耳に入ったんで、今の実情と今後スムーズな切替えというのが本当に可能なかどうか、ちょっと不安だったので、しっかり実情等、こうしながら決めていってもらえればというふうに思います。

○委員長（古嶋津義君） いいですか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。

○委員（田方芳信君） 今度何か新開分署のほうが建て替えという、先ほどお話がちょっとありましたけど。建て替えていただくのは結構なんですけど、そういった部分の中で利便性、デザイン性ではなくて利便性で考えて、実施設計やっていただきたいと。どうしてもデザインではしっていつてしまえば、稼働するに当たって大変いろいろ不便な点がありますので、その辺りのところをしっかりと計画立ててやっていただきたいと思います。

以上です。

○委員（堀 徹男君） 先ほどお尋ねしたようにですね、備蓄等々についてはですね、被害があって、それを体験してからというので、喫緊の課題として受け取られて取り組むというのもあったんですけど、そもそもがですね、大きな災害がなくても取組を継続してですね、定期的に備蓄の準備だとかというのはですね、進めていただきたいというふうに思います。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第8号・令和4年度八代市一般会計予算中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後2時33分 小会）

（午後2時44分 本会）

◎議案第45号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第1号（関係分）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第45号・令和4年度八代市一般

会計補正予算・第1号関係分を議題とし、説明を求めます。

それでは、歳入について財務部から説明をお願いします。

○財務部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。引き続き、よろしくお願いたします。失礼して着座にて説明いたします。

それでは、お手元のタブレットにて、議案第45号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第1号をお願いします。

総務委員会付託分について説明いたします。

1ページをお願いします。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ8930万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ614億3490万円としております。

それでは、6ページをお願いします。

総務委員会付託分については、歳入のみとなりまして、上段の表ですが、款15・国庫支出金、項1・国庫負担金、目2・衛生費国庫負担金、節1・保健衛生費負担金で新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金4730万3000円及び中段の表、項2・国庫補助金、目3・衛生費国庫補助金、節1・保健衛生費補助金で、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4199万7000円を追加しております。これは、いずれも新型コロナウイルスワクチンの小児接種に当たり、5歳から11歳までの7300人を対象として接種を実施するための経費に対する国の支出金で、交付率は10分の10でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 質疑なければ、以上



で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、これより採決いたします。

議案第45号・令和4年度八代市一般会計補正予算・第1号(関係分)は、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午後2時48分 小会)

(午後2時49分 本会)

◎議案第14号・令和4年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算

○委員長(古嶋津義君) 本会に戻します。

次に、議案第14号・令和4年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算を議題とし、説明を求めます。

○総務企画部長(稲本俊一君) 皆さん、こんにちは。「こんにちは」と呼ぶ者あり)総務企画部長の稲本でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第14号・令和4年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算につきまして、総括を申し上げさせていただきます。

本市のケーブルテレビ事業は、坂本・東陽・泉地域におけるテレビの難視聴対策及び地域間の情報格差是正を目的に、平成16年度から平成18年度にかけて順次整備を行い、令和4年度でサービス開始から19年目を迎えます。

本事業の運営につきましては、平成28年度から指定管理者制度へ移行しており、平成30年度までの第1期、令和元年度から令和3年度

までの第2期に引き続き、令和4年度もテレビやつしろ株式会社に指定管理業務の委託を行うこととしております。

本事業における大きな課題は、サービス開始から19年が経過し、施設整備や伝送路が老朽化しており、設備の更新時期を迎えていること、また、令和2年7月豪雨災害の影響により、坂本地区の利用者が減少したことに伴う減収及び昨今のインターネットサービスの超高速化・大容量化への対応などがあげられます。

このような中、令和元年度より市内の光ブロードバンドの整備に取り組んでおり、龍峯、日奈久、二見、鏡地区沿岸部に続き、令和3年6月には東陽・泉地区において、民間事業者による光回線を利用した高速インターネットサービスの利用ができるようになりました。

令和4年度には、坂本地区の整備が完了する予定であり、これにより、ケーブルテレビ事業の対象エリアを含む市内全域で光ブロードバンドサービスを利用できる環境が整うこととなります。

このようなことを踏まえ、今後、老朽化したケーブルテレビ施設の設備更新については、整備される光ブロードバンド回線の活用なども念頭に入れながら、中長期的な視点に立ち、より効率的で効果的なケーブルテレビ運営の方法を検討してまいりたいと考えております。

以上、総括とさせていただきます。

詳細につきましては、鋤田デジタル推進課長から説明いたします。

○デジタル推進課長(鋤田敦信君) デジタル推進課、鋤田でございます。

ただいま総務企画部長から総括説明がございましたが、私から予算の内容を説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。お願ひします。

それでは、令和4年度八代市ケーブルテレビ特別会計予算書の1ページをお願ひをいたしま

す。

議案第14号・令和4年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算でございます。

第1条で、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ4771万7000円と定めております。

次に、歳入から順に説明させていただきます。5ページをお願いいたします。

2. 歳入、款1・分担金及び負担金、項1、目1・分担金、1、ケーブルテレビ受益者分担金3万9000円は、過年度分の受益者分担金でございます。

次に、款2・使用料及び手数料、項1、目1・使用料、節1・ケーブルテレビ使用料5万1000円と節2・インターネット使用料2万5000円は、いずれも過年度分の使用料でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

款2・使用料及び手数料、項2、目1・手数料、節1・督促手数料3000円でございます。

次に、款3・財産収入、項1・財産運用収入、目1・財産貸付収入、節1・土地建物貸付収入の69万9000円は、携帯電話事業者に対し、携帯電話基地局用に伝送路の一部を貸し付けているものでございます。

款4・繰入金、項1、目1、節1・一般会計繰入金では4689万7000円を計上いたしております。

続きまして、7ページをお願いいたします。

款5・繰越金の項1、目1・繰越金と款6・諸収入の項1・延滞金加算金及び過料、目1・延滞金及び項2・雑入、目1・雑入で、それぞれ1000円ずつを計上いたしております。

引き続き、歳出について説明をいたします。8ページをお願いいたします。

款1、項1・ケーブルテレビ事業費、目1・一般管理費の21万1000円は、ケーブルテ

レビ事務事業で、管理運営審議会及び放送番組審議会の開催経費等でございます。

次の目2・施設維持管理費の節10・需用費600万円は、設備、機器及び伝送路等の修繕費で、節12・委託料の2979万4000円は、指定管理者であるテレビやつしろ株式会社への指定管理委託料でございます。

次に、款2、項1・公債費の目1・元金1155万4000円、目2・利子15万8000円は、平成26年度インターネット通信関連機器の更改に係る施設整備事業債、平成27年度台風15号に伴う災害復旧事業債及び令和2年7月豪雨に伴う災害復旧事業債の償還に係るものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第14号・令和4年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計予算は、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午後2時57分 小会）

（午後2時58分 本会）

◎議案第21号・専決処分の報告及びその承認について（令和3年度八代市一般会計補正予算・第11号（関係分））

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

まず、議案第21号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認についてを議題とし、説明を求めます。

○財務部次長（岩瀬隆敏君） 財務部の岩瀬でございます。引き続き、よろしくお願いいたします。失礼しまして、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元のタブレットにて議案第21号・専決処分の報告及びその承認についてをお願いします。

総務委員会付託分について説明いたします。

2ページをお願いいたします。

専決第1号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第11号で、国の緊急支援策である住民税非課税世帯等への臨時特別給付金のために必要な経費等について、1月26日付で専決処分を行ったものでございます。

それでは、5ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ19億7000万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ746億2980万円としております。

また、第2条で繰越明許費の補正をお願いしております。

次の6ページ下段の第2表、繰越明許費補正でございますが、申請受付を令和4年9月までとすることから、事業費全額について繰越明許費の設定を行っております。

それでは、10ページをお願いします。

総務委員会付託分について、歳入のみとなりますが、説明いたします。

上段にあります款15・国庫支出金、項2・

国庫補助金、目2・民生費国庫補助金、節1・社会福祉費補助金で、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金19億7000万円を追加しております。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一つとして、住民税非課税世帯等の支給対象世帯に対して、1世帯当たり10万円を支給する臨時特別給付金に係る国の補助金で、交付率は10分の10でございます。

以上で説明を終わります。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第21号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第11号中、当委員会関係分に係る専決処分の報告及びその承認については、承認するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は承認されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後3時02分 小会）

（午後3時03分 本会）

◎議案第22号・熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第22号・熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とし、説明を求めます。

○財産経営課長（山本浩司君） 財産経営課の山本でございます。着座しまして御説明しますことをお許し願います。

議案書の15ページを御覧願います。

熊本市町村総合事務組合につきましては、本市も構成団体となっておりますけれども、この組合において共同処理を行う事務のうち、交通災害見舞金に関する事務から、令和4年6月30日をもって宇城市が脱退することに伴いまして、組合において共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法第290条の規定により、構成団体の同文議決を求めらるるものでございます。

御説明は以上となります。御審議よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第22号・熊本市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後3時05分 小会）

（午後3時06分 本会）

◎議案第26号・八代市職員定数条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

まず、議案第26号・八代市職員定数条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博己君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）人事課の田中でございます。着座にて説明させていただきます。

議案書は23ページからでございます。また、議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第26号関係資料と記載されているものを使って説明させていただきます。

まず、改正の趣旨についてでございますが、議会におけるデジタル化の推進及び市民への情報発信の充実を図ることを目的として、令和4年度から議会事務局職員を増員するため、条例に定める職員定数を変更する改正を行うものでございます。

次に、改正内容につきましては、議会事務局職員の定数を1人増員するものでございます。また、これに伴いまして、全体の職員定数を増加させないよう、市長事務職員の定数を1人減員する改正を併せて行います。

施行日につきましては、令和4年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

○委員（高山正夫君） 議会事務局にとっては1名増ということでよろしいんですが、市長事務職員については1名減ということで、御時世もいろいろ、メンタルに不調を抱える職員も増えてる御時世ですので、その職場ごとのですね、いろんな事務量も変わるかと思えます。たった1人といってもですね、やはりその課、その係にとっては非常に負担になりますので、もしもどうしてもですね、その1名減にしたところが、やはりうまくいかないということであれば、緊急に臨時職員なりですね、任期付ですかね、今、そういったのを考えていただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○委員長（古嶋津義君） ほかに意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第26号・八代市職員定数条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第28号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第28号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長（田中博己君） 議案書は27ページでございます。

また、議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第28号関係資料と記載されているものを使って説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたしま

す。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員の期末手当の支給月数を改定するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。

期末手当の年間支給月数を現行の3.35月分から3.25月分へ0.1月分引き下げ、6月と12月の支給月数を国に準じて、それぞれ1.625月とするものでございます。

次に、施行期日でございますが、公布の日から施行としております。

最後に、特例措置といたしまして、支給月数の引下げにつきましては、令和3年人事院勧告に伴う給与改定によるものであることから、本来であれば、令和3年12月の期末手当から反映させるところでございますが、国からの要請に従い、令和3年12月の期末手当には反映させないこととし、12月定例会への提案を見送っております。そのため、令和3年12月期末手当の引下げに相当する額については、国と同様、令和4年6月の期末手当から減額調整を行うものでございます。

減額調整する額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額となります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（田方芳信君） すいません。この差のですよ、金額にするなら幾らですか。

○人事課長（田中博己君） まず、減額金額のほうは、具体的な減額の金額、それとも……。

（委員田方芳信君「減額の金額の……」と呼

ぶ) 調整金額でございますですね。

まず、市長でございます。6月に調整する金額、減額する金額でございますけれども、市長が10万3154円、副市長が8万2914円、教育長が7万5094円、常勤監査委員が5万6349円でございます。

今の金額を6月に調整をさせていただくということになります。(委員田方芳信君「議員さんたちは」と呼ぶ) ちなみに議員のほうでございますですね。

○委員長(古嶋津義君) 議員はこの前……。

(委員田方芳信君「あ、そうか」と呼ぶ)

○人事課長(田中博己君) よろしいでしょうか。(委員田方芳信君「よかよか」と呼ぶ)

○委員長(古嶋津義君) 議員の分は、この前、議会運営委員会で審査してありますので。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、これより採決いたします。

議案第28号・八代市長等の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第29号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

○委員長(古嶋津義君) 次に、議案第29号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長(田中博己君) 議案書は29ページでございます。また、議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第29号関係資料を使って説明させていただきます。

それでは、資料の1ページをお願いいたします。

まず、改正の趣旨でございますが、人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員の期末手当の支給月数を改定するため、条例の改正を行うものでございます。

次に、改正の概要を説明させていただきます。

まず、(1)八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてですが、一般職員と特定幹部職員の期末勤勉手当の年間支給月数を現行の4.45月から4.30月分へ0.15月分引き下げるものでございます。

なお、再任用職員については、期末勤勉手当の年間支給月数を現行の2.35月分から2.25月分へ0.1月分引き下げるものでございます。

いずれも期末勤勉手当のうち、期末手当に反映させるものでございまして、6月と12月の改定後の期末手当の支給月数は国に準じて、一般職員では1.20月、特定幹部職員では1.0月、再任用職員では0.675月とするものでございます。

資料の2ページをお願いいたします。

次に、(2)でございますけれども、特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を3.35月分から3.25月分へ0.1月分引き下げ、6月と12月の支給月数を国に準じて、それぞれ1.625月とするものでございます。

この特定任期付職員は、高度の専門的な知識経験または優れた識見を有する者で任期を定めて採用された職員をいいますけれども、本市には該当する者はありません。

次に、(3)第3条関係でございます。第1条により八代市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正することに伴い、引用している支給月数を改正するものでございます。

次に、施行期日でございますが、公布の日から施行としております。

最後に、特例措置といたしまして、令和3年12月期末手当の引下げに相当する額については、国と同様、令和4年6月の期末手当から減額調整を行うものでございます。減額調整する額は、令和3年12月に支給された期末手当の額に、令和3年12月1日における職員の区分ごとに、それぞれ定める割合を乗じて得た額となります。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長(古嶋津義君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いいたします。意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、これより採決いたします。

議案第29号・八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号・八代市成年後見制度利用促進審議会条例の一部改正について

○委員長(古嶋津義君) 次に、議案第30号・八代市成年後見制度利用促進審議会条例の

一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長(田中博己君) 議案書は33ページからでございます。また、議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第30号関係資料と記載されているものを使って説明させていただきます。

改正の趣旨につきましては、令和4年度の組織機構改革に伴い、改正するものでございます。

次に、改正の内容でございますけれども、八代市成年後見制度利用促進審議会の庶務を処理する課を長寿支援課から高齢者支援課に変更するものでございます。

この変更につきましては、成年後見制度に関する事務について、これまで長寿支援課で所管しておりましたけれども、令和4年4月からは同課を分割後の高齢者支援課で所管することに伴うものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日からの施行としております。

なお、令和4年度の組織再編に関しましては、所管事務調査において説明のお時間をこの後、頂戴できればと考えております。

以上、説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長(古嶋津義君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、これより採決いたします。

議案第30号・八代市成年後見制度利用促進

審議会条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり、可決されました。

---

◎議案第31号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○委員長(古嶋津義君) 次に、議案第31号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○人事課長(田中博己君) 議案書は35ページからでございます。また、議案書と別に配付しております資料、右肩に議案第31号関係資料と記載されているものを使って説明させていただきます。

改正の趣旨につきましては、国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により講じられた育児休業等に関する措置を踏まえまして、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございます。

1点目は、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和でございます。妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上とする要件を廃止するものでございます。

次に2点目は、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の新設でございます。その主な内容は、妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知・意向確認、研修や相談体制などの勤務環境の整備でございます。

そのほか、育児休業の取得対象職員について、国家公務員の取扱いに合わせて改正するものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日からの施行としております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長(古嶋津義君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、これより採決いたします。

議案第31号・八代市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(古嶋津義君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

(午後3時23分 小会)

---

(午後3時24分 本会)

◎議案第32号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について

○委員長(古嶋津義君) 本会に戻します。

次に、議案第32号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○危機管理課長(西村一章君) こんにちは。危機管理課、西村でございます。よろしく願いいたします。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

議案第32号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正について説明をさせていただきます。

議案書は37ページからになります。また、説明につきましては、議案第32号関係資料を



使って説明をさせていただきます。

まず、改正の理由につきましては、令和3年4月に国から示されました消防団員の報酬等の基準の策定等についてを踏まえまして、消防団員の処遇の改善を図るため、報酬額を見直すに当たり、改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、消防団副分団長につきましては、現行の年額4万5000円を年額4万5500円に、消防団班長につきましては現行の2万6000円を年額3万7000円に、消防団員につきましては現行の年額2万2000円を年額3万6500円にそれぞれ改正をお願いするものでございます。

最後に、施行期日につきましては、令和4年4月1日からの施行としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 参考までで結構なんですけど、その階級ごとの人数に掛けた上昇額を出せば、全体の影響額というのは幾らぐらいになるんですか。

○危機管理課長（西村一章君） 改正額に対する影響額でございますけども、副分団長、班長、団員につきましては、それぞれですね、改正前が大体6164万5000円に対しまして、8916万6000円になります。よって、影響額は2752万円増額というような形になります。

以上でございます。

○委員（堀 徹男君） その今の財源は一般財源ですか。何か国庫補助かなんかあるんですか。

○危機管理課長（西村一章君） 一般財源でございます。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。ありが

とうございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第32号・八代市報酬及び費用弁償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第33号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第33号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○危機管理課長（西村一章君） 引き続き、着座にて説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

議案第33号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明をいたします。

議案書は39ページからになります。あわせて、令和4年八代市議会3月定例会議案書正誤表も追加提出をさせていただいております。なお、説明につきましては、議案第33号関係資料を使って説明をさせていただきます。

まず、改正の理由につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、損害補償を受ける権利の保護の例外をなくすことについて改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、八代市消防団員等公務災害補償条例第3条第2項のただし書を削るものでございます。

施行期日につきましては、令和4年4月1日からの施行とし、経過措置としまして、条例の施行の際、損害補償を受ける権利が現に担保されている場合、または担保に供されることを本人が申し込んでいる場合については、条例の施行日以降も従前の例により担保に供することができるとしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第33号・八代市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午後3時30分 小会）

（午後3時31分 本会）

◎議案第34号・八代市個人情報保護条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第34号・八代市個人情報保護条

例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○文書統計課長（加来康弘君） 皆さん、こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）文書統計課、加来でございます。よろしく願いいたします。

議案第34号・八代市個人情報保護条例の一部改正について説明いたします。着座にて説明させていただきます。議案書は40ページになりますが、提出しております委員会資料のほうで説明させていただきます。

今回の個人情報保護条例の一部改正は、個人情報保護制度の見直しによる関係法令の改正が、令和3年5月に公布され、その一部が令和4年4月1日に施行されることから、条例中に引用する法律名や条項の整理を行うものでございます。

新旧対照表を御覧ください。赤のアンダーライン部分が改正箇所でございます。第2条第3号では、独立行政法人等の用語の定義の根拠となる法律を独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律から個人情報の保護に関する法律に改めております。

次に、第35条第1号では、統計法の改正による引用条項のずれを整理しております。改正内容は以上でございます。なお、施行日は、令和4年4月1日でございます。

最後になりましたが、資料の後半に条例改正の背景となる法令改正の概要を掲載しております。現行の個人情報保護制度では、図に示しておりますとおり、民間・国・独立行政法人と、個人情報保護制度の実施主体ごとに適用される3本の法律が、制度改正により新個人情報保護法に一本化され、個人情報の保護に関する規律が統一されることとなります。なお、地方公共団体への新個人情報保護法の適用は、令和5年春の予定となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よ

ろしくお願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 一本化されるということで伺いましたが、一本化されるに当たっての背景というのは、何か持っておられますか、情報は。

○文書統計課長（加来康弘君） 背景としましては、それぞれ実施主体ごとに法制度が異なっておりますので、民間と行政とか、あと海外も含めていろんな個人情報を取り扱う事務で情報を流す際にどこかで途切れてしまう、そのような支障があったみたいです。そのようなところもあって、どうしても今は民間と行政の間でも個人情報、結構行き来しているところがありますので、その辺の流れをよくするというふうな趣旨であったように聞いております。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第34号・八代市個人情報保護条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午後3時35分 小会）

（午後3時36分 本会）

◎議案第35号・ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第35号・ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○財政課長（續 良彦君） 財政課の續でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第35号・ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正について御説明をいたします。失礼して着座にて説明をさせていただきます。

説明につきましては、議案書では43ページ、また本日別途配付をいたしております資料のほうで説明を行います。右肩のほうに総務委員会議案第35号財政課と書いてある資料でございます。よろしいでしょうか。

それでは、説明させていただきます。

ふるさと八代元気づくり応援基金は、ふるさと納税制度による寄附金を財源に、本市における元気なまちづくり事業を推進することを目的に設置しておりますが、この元気なまちづくり事業の種類は、制定した平成20年度当時の八代市総合計画に定められた目標を参考に、条例第2条において、子ども、健康、安全・安心、環境の4つの区分とその他市長が特に認める事業の合計5つの区分を規定しています。

寄附金を募る際には、これら5つの区分を寄附目的として例示をしており、近年、この寄附金が順調に増加をしている状況でございます。一方で、これら5つの事業のうち、その他市長が特に認める事業を除いた4事業が、限定的な列挙となっていることから、これに該当しない多くの場合、その他市長が特に認める事業を選ばざるを得ない状況となっております。このため、寄附者の方からも具体的にどういった事業

に反映させるのか分かりづらいといった声も寄せられておりますことから、今回、事業区分の見直しを行うものでございます。

改正内容でございますが、第2条各号に規定する元気なまちづくり事業の種類5つの区分を、第2次八代市総合計画の基本構想に位置づけている5つの基本目標に関連する事業の種類及びその他市長が特に認めるまちづくりを加えた計6つの区分に改正するものでございます。

これにより、寄附目的と本市の施策への関連づけが明確となり、管理もしやすくなるかと考えております。なお、施行期日は令和4年4月1日としております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（山本敬晃君） これのそれぞれの区分ごとの寄附額というのは公表をされてるんでしょうか。

○財政課長（續 良彦君） 公表のほうはしておりません。

○委員（山本敬晃君） それは、私たちも知ることではできないという形でしょうか。

○財政課長（續 良彦君） 特に公表をしていないということではなくて、今まで特に記したものをやっていないということでございますので、公表できないものではないということでございます。

○委員（山本敬晃君） 改正後の区分の中で、例えば、2-1の中で母子保健・子育て、人権・男女共同とあるんですけど、この中では選べないんですか。この1の中での母子保健・子育てに選ぶとかってできないですか。

○財政課長（續 良彦君） あくまでも、この5つの目標の区分を単位として管理をしていきたいというふうに考えております。

○委員（山本敬晃君） ありがとうございます。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。意見はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第35号・ふるさと八代元気づくり応援基金条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第36号・八代市土地開発基金条例の廃止について

○委員長（古嶋津義君） 次に、議案第36号・八代市土地開発基金条例の廃止についてを議題とし、説明を求めます。

○財政課長（續 良彦君） それでは、引き続きまして、議案第36号・八代市土地開発基金条例の廃止について御説明をいたします。

土地開発基金は、公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るために設置をしたもので、これまで高度経済成長を続ける中で、事業の計画的な推進を図るため、用地取得を必要とする主要な公共事業を計画的に実施できるよう積み増ししながら活用を行ってきたところでございます。

しかしながら、近年では、新たな土地の取得に活用されず、定期預金で運用するにとどまっ

ている状況であること、また、基金と同様に土地の先行取得を行ってきた八代市土地開発公社も、今定例会で解散議案の提出を行っておりますことから、これに合わせて、本条例を廃止するものでございます。なお、当基金につきましては、約15億円弱の現金と約4000平米の土地を保有しておりますことから、条例廃止時に、土地については基金財産から公有財産へ財産区分を変更し、また、現金は一般会計に全額繰り入れ、財政調整基金に積み立てることで、後年度の予算の財源として有効に活用していく予定といたしております。なお、施行期日は令和4年4月1日といたしております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） 有効に活用されてない基金ですから、新たに運用先見つけるということでいいと思うんですけど、先行取得の土地を手に入れるために目的につくられたということであったので、その目的そのものは、市としてはもう先行取得の予定は全くないというところで確認していいんですかね。

○財政課長（續 良彦君） 現時点では先行取得というところは、今、予定がございません。

○委員（堀 徹男君） 分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了いたします。

意見がありましたら、お願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第36号・八代市土地開発基金条例の廃止については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入替えのため、小会いたします。

（午後3時44分 小会）

（午後3時44分 本会）

◎議案第37号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、議案第37号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○市民課長（上角愛美子君） 市民課の上角です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第37号・八代市手数料条例の一部改正について説明をさせていただきます。失礼して座って説明をいたします。

議案書は47ページです。

提案理由のとおり、法令の規定で条例の定めるところにより無料で証明を行うことができるとされる戸籍関係の証明について、手数料を無料とすることを追加するに当たり、条例の改正が必要となったものです。

現在の手数料の免除等については、八代市手数料条例第4条第2項で法令の規定により、無料で取扱いをしなければならないものだけを免除しております。

一方、関係する法令の中には、条例で定めれば手数料を無料とすることができる旨を規定するものもあります。必ずしも、無料で証明を行わなければならないとの規定ではありませんが、利用者負担の軽減を図る目的で、無料とすることができる解釈いたしますと、住民サービスの面から無料で取り扱うのが妥当と考えております。

また、県内の多くの自治体では、関係法令で無料とできる旨の規定があるものは、条例で無料としていることから、本市でも均衡を図る必要があると考えております。

そこで、議案書の48ページのとおり、八代市手数料条例第4条第2項の条文を、まず、次の各号のいずれかに該当するものについては、手数料を徴収しないとし、第1号で、現行の無料扱い部分を、法令の規定により、無料として取扱いをしなければならないとされているときと規定し、第2号で今回追加する無料扱い部分を、法令の規定により、条例の定めるところにより戸籍に関し無料で証明することができる時とされているときと規定するものです。施行期日は、令和4年4月1日としております。

以上が八代市手数料条例の一部改正についての説明です。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長（古嶋津義君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（堀 徹男君） ちなみに、4条の2項の1にですね、具体的に言うと、何が該当するんですか。法令の規定によって無料で取扱いをしなければならないとされているとき、具体的なものは何ですか。

○市民課長（上角愛美子君） 労働基準法であるとか、船員法、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律などでございます。

○委員（堀 徹男君） よければ、具体的なですね、資料をつくっていただいて、後で委員会にお知らせいただければ。この条文だけだとですね、具体的に何が手数料で無料で市民の方にサービスができるのかというのが分かりませんので、よかったら委員長、ひとまとめた資料があればお願いしたいんですけど。

○委員長（古嶋津義君） 今、堀委員から資料

の請求がありましたが、請求しますか。皆さんの賛成を求めますが、資料請求。手、挙げれば求められませんよ。（委員田方芳信君「今、分からんと」と呼ぶ）分かりますか。

○市民課長（上角愛美子君） 今回無料とする部分についてなんですけれども、例えば、国民年金法で条例の定めるところによりというところで、戸籍に関し無料で証明を行うことができるというのがあります。ほとんどが、ここで論点になるのは、やはり国民年金の未支給年金の請求に当たって請求されることが多いです。その場合を想定して手数料の条例、今回の改正ということになっておりますが、未支給年金の件数が大体865件ぐらい、年間にありますので、その分の戸籍の発行手数料が無料になるといったところになります。

○委員長（古嶋津義君） 堀委員、分かりましたか。

○委員（堀 徹男君） はい、そういうことで。

○委員長（古嶋津義君） 了解しましたですね。

○委員（高山正夫君） 確認ですけど、請求内容によってということですよね。

○市民課長（上角愛美子君） そうです。

○委員（高山正夫君） そういうことですね。分かりました。ぱっと考えると、戸籍抄本がただになっとかなど考えるもんだけですね。請求内容によってということですね。分かりました。

○委員長（古嶋津義君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、これより採決いたします。

議案第37号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部は退席願います。

（執行部 退席）

---

### ◎陳情第3号・地方たばこ税を活用した分煙環境整備について

○委員長（古嶋津義君） 次に、請願・陳情の審査に入ります。

今回、当委員会に付託となりましたのは、新規の陳情1件です。

それでは、陳情第3号・地方たばこ税を活用した分煙環境整備についてを議題とします。

要旨は文書表のとおりですが、念のため、書記に朗読いたさせます。

（書記、朗読）

○委員長（古嶋津義君） ちょっと小会します。

（午後3時58分 小会）

---

（午後3時59分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

○委員（堀 徹男君） 喫煙者の私としては、この問題に取り組みたいと思っておりますので、できればですね、該当の執行部の方にちょっとアドバイスなり、御意見なりを賜りたいと思います。施設の管理と、それから財政面での話も聞きたいと思っておりますので、よろしければお願いしたいと思います。

○委員長（古嶋津義君） ただいま本件に関して執行部に説明を求めるとの意見が出ました。本件について、執行部から説明を求めることに

異議がありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、執行部に説明を求めるといたします。

小会いたします。

（午後4時00分 小会）

---

（午後4時05分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

それでは、本件に関し、執行部からの説明を求めます。

○財政課長（續 良彦君） ただいまお尋ねがありました地方たばこ税につきましてでございますが、地方たばこ税はそもそもが一般税、いわゆる特定の用途を設けない税目となっておりますので、喫煙場所の増設のための特定財源という扱いにはなりません。ただ、一般財源でございますので、必要に応じて喫煙場所等の整備に財源が必要な場合には一般財源として充てることは可能かと考えております。

以上でございます。

○財産経営課長（山本浩司君） 関連ですけれども、厚生労働省のですね、職場における受動喫煙防止のためのガイドラインというものがありまして、その中で行政の庁舎につきましては、いわゆる第1種施設と位置づけられておりまして、原則敷地内禁煙なんですけれども、そうした中で区画を設けて喫煙場所を設けることはできるというふうにされておまして、幾つか要件があるんですけれども、例えば、パーティション等による区画を設けるとか、喫煙場所の表示をすとか、あと、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置するというところで、建物の裏とか、屋上とかですね、そういったところでの設置をすることが要件としてあげられているところです。

あと、さきの一般質問の山本委員からの御質問に対する答弁でお答えしましたとおり、今

後、庁舎の周りに2か所喫煙場所を設置する予定です。

以上です。

○委員長（古嶋津義君） ただいま執行部から説明がありましたが、以上の部分について御意見等がありませんか。

○委員（高山正夫君） 特に委員の皆さんに申し上げたいのはです、本市は、これからスマートシティ推進ということで、先進的な市になろうという思いで動いているわけですが、そういう市だからこそですね、ここに書いてあります、たばこが吸える場所がなければ路頭に迷って、何ですか、ポイ捨てをしたりとか、本来どっかの家の陰に隠れて吸ったりとかですね、これは私も言えるんですけど。そういうところからすればですね、やはりきちっとしたですね、分煙室なりをつくってですね、そういう方向に行ったほうがいいんじゃないかということで、いろいろ委員の方、執行部の方、御意見あるかと思いますが、私は継続審査でお願いしたいと思います。

○委員長（古嶋津義君） ほかに、今、高山副委員長から継続審査という話がありましたが、ほかに御意見ありませんか。

○委員（田方芳信君） 私も継続でいいと思います。年間ですね、やはり前年度8億4900万円ですか、やはりこの8億4900万円というのは大変大きい金額でもございますし、やはりそういった面考えればですね、どこかにそういう場があってもいいのではないかと思いますので、一応継続でお願いしときます。

○委員長（古嶋津義君） 今、2名の方から継続審査とすることという御意見が出ましたが、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、継続審査で採決を図りたいと思いますが、よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） ほかに御意見がなければ、採決をいたします。

陳情第3号・地方たばこ税を活用した分煙環境整備については、継続審査とするに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（古嶋津義君） 挙手全員と認め、継続審査とすることに決しました。

執行部は、御退席ください。ありがとうございました。

（執行部 退席）

○委員長（古嶋津義君） 小会します。

（午後4時10分 小会）

---

（午後4時11分 本会）

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午後4時11分 小会）

---

（午後4時12分 本会）

◎所管事務調査

- ・行財政の運営に関する諸問題の調査
- ・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査

○委員長（古嶋津義君） 本会に戻します。

次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、行財政の運営に関する諸問題の調査、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査、以上の2件です。



このうち、行財政の運営に関する諸問題の調査に関連して3件、総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

---

・総合計画の策定推進等に関する諸問題の調査  
(八代市デジタル化推進基本計画について)

○委員長(古嶋津義君) それでは、まず、八代市デジタル化推進基本計画について説明をお願いします。

○デジタル推進課長(鋤田敦信君) デジタル推進課、鋤田でございます。よろしくお願ひいたします。

本年2月28日付で策定をいたしました八代市デジタル化推進基本計画について説明をさせていただきます。失礼して座って説明をさせていただきます。

資料につきましては、デジタル化推進基本計画の本編及び概要版をお配りさせていただいております。

まず、計画全体の構成でございますけれども、計画本編の目次を御覧いただきたいと思ひます。

第1章の概要でございますが、計画策定の趣旨、また計画の基本方針として令和3年3月に策定しました基本理念・取組の方向性、本市の目指す姿及びスローガンなどを記載しております。

4の計画期間につきましては、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画基本としております。

次に、第2章では、八代市を取り巻く環境として、1の社会情勢の変化や新型コロナウイルス感染症の影響、2のICT施策の動向として、国・県の動向、3で本市におけるICT施策の現状と課題などを記載しております。

第3章のデジタル化における課題と解決に向

けた方向性では、本市における個別分野におけるそれぞれの課題と、それに対する取組、また2の重点取組として、防災、市民サービス、医療・保健・福祉、農業の4分野を重点取組として、それぞれの課題と対策を記載しております。

第4章のICT等の活用による個別施策の概要では、重点4分野をはじめ、様々な分野の個別の課題に対する施策について記載をしております。

最後に、第5章、デジタル化推進基本計画の推進ということで、計画策定・推進組織・体制、進捗管理、また今後のDX推進に向けた人材育成について記載をしております。

計画の構成は以上でございます。

次に、計画の内容について説明をさせていただきます。

八代市デジタル化推進基本計画の概要版の資料を御覧いただきたいと思います。

まず、左上の1 計画の趣旨・基本方針ですが、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少や大規模災害への対応など、記載しております本市が抱える様々な課題の中で、安全・安心で持続的に発展するまちスマートシティやつしろの基本理念の下、先端技術を用いて地域課題の解決や行政サービスの変革、また協働と連携によるデジタル社会の実現に取り組んでいくため、本計画を策定しました。

次に、2 目指すまちの姿ですが、スローガンとして、デジタルでつながる未来都市～Move forward! 八代～としております。

スローガンにつきましては、計画策定に取り組んでいただきました外部委員の皆様が分かりやすいイメージがよいということで、御意見を踏まえて作成したもので、Move forward! につきましては、前進、前へ進もうという意味がございます。

また、誰でもデジタルをつかえるまち、いつでもどこでもつながるまち、いろいろな人が新しいサービスをつくりだすまちを推進していくことで、ウェルビーイングライフ——いわゆる人々が健康で幸せに暮らせる状態の実現を目指すこととしております。

3. 計画の全体像ですが、本市の各種取組のさらなる推進を図るため、八代市総合計画をはじめ、各分野別計画及び八代市まち・ひと・しごと創生総合戦略などの本市の全ての計画を下支えするための計画として位置づけております。

下段の4. 重点取組を御覧ください。

本計画に記載する取組の中で、特に早期に取り組むものを重点分野として、まず①防災分野に取り組むこととしております。

本市では、平成28年の熊本地震、令和2年の7月豪雨など、気候変動の影響等により甚大な災害が発生いたしました。そのような大規模災害時などにデジタル技術を活用して、情報収集や提供体制の再構築、避難所運営の効率化に取り組んでいくこととしております。

具体的には、市民の皆さんがそれぞれ設定する防災行動計画であるマイタイムラインのデジタル化や避難所運営へのデジタル技術の活用、また確実な情報伝達体制の再構築など、スマート防災の取組を強化していくこととしております。

次に、重点取組の②スマートフォンやマイナンバーカードを活用したオンライン申請の拡大、公共施設オンライン予約などデジタル市役所に向けた取組を推進していくこととしております。

これにつきましては、2月14日のですね、新庁舎開庁と併せまして、一部既に取組をスタートさせておりますが、住民票、印鑑証明、戸籍謄本・抄本、税証明、資産税証明、納税証明などがスマートフォンからオンラインで申請で

き、発行手数料はカード決済で完了することができます。

今後も様々な手続がオンラインで完了できるよう推進するとともに、公共施設予約やオンライン決済の取組を進めていくこととしております。

重点取組の③デジタル技術を活用した医療サービスの提供に取り組んでいくこととしております。令和2年7月豪雨によって、坂本町は甚大な被害を受け、町内の2つの医療機関が被災し、現在は無医地区同様の状況となっております。これらの状況から、まずは坂本町において、デジタル技術の活用による医療提供を行えるようオンライン診療などの導入の検討を行います。

なお、交通条件等による通院の困難性や人口減少による患者減少に対応するため、巡回診療車、遠隔医療機器を導入するとともに、医療機関の配車や患者の診察予約を速やかに行えるようなシステムの導入も検討いたします。

重点取組の④稼げる農業の構築及び担い手確保に向けたスマート農業推進プロジェクトの実施に取り組むこととしております。

本市でも農家数・農業就業人口の減少・高齢化が進行してきており、農業従事者の担い手確保、それから育成農作物を安定的に提供できるような生産技術と供給体制の確立が大きな課題となっております。

このような課題の解決に向けて、若手農業者や女性農業者等によるスマート農業の推進に向けた意見交換会などを実施し、解決すべき課題の特定、農業者の所得向上、省力化につながるべくスマート農業推進プロジェクトに取り組むこととしております。

さらに、そのほか個別施策の取組ということで、次のページを御覧いただきたいと思います。

今説明いたしました重点取組のほか、様々な

分野にも取り組んでいくこととしております。

表の下段を御覧いただきたいと思ひます。

まず、商工分野では、魅力的で足腰の強い地域経済の実現に向けた取組やデジタル化を図ることで、若年者の圏域内定着への対策を促進しますということ、地域企業のDX推進では、デジタル化による企業の効率化や高度化、DX人材育成研修の参加促進では、企業のデジタルツール活用に向けた人材育成の支援などに取り組むこととしております。

次に、右の観光分野では、マーケティング調査の統計データに基づく観光戦略の下、観光プロモーションや誘客施策に取り組む、本市の一層の魅力向上を図るということ、デジタル技術を活用したサイクルツーリズムの推進や、AR・VR技術を用いた体験観光型サービスの構築などの取組を進めることとしております。

次に、教育分野ですが、EdTechによる学びの変革を通して、八代の子供たち一人一人の生きる力の育成を目指して、八代市EdTech推進基本計画に基づく取組を推進することとしております。デジタル教科書やAIドリルの活用による学力向上の推進や不登校対策の充実に向けたICTの活用など推進していくこととしております。

次に、右の交通分野でございます。利用者の移動ニーズ、地域の特性などに対応できるデジタルを活用した公共交通サービスの提供と既存のサービスを補完する新たな移動サービスの導入を検討し、移動手段の確保に取り組みますということ、持続可能な公共交通サービスの実現として、公共交通への定額利用制度の導入、それからキャッシュレス決済、AIによる予約・配車システム導入など、利用者にとって利用しやすいサービスの実現を目指すこととしております。

最後に、下のほうに記載してあります行政のデジタル化では、国が示した自治体DX推進計

画において、全国の自治体が今後取り組んでいく事項について記載をしております。

住民サービス向上のため、全国自治体システムの標準化や共通化、また、マイナンバーカードの普及促進や行政手続のオンライン化など、今後、さらに行政の効率化を図りつつ、市民の利便性向上につながる取組を進めていくこととしております。

以上が八代市デジタル化推進基本計画の概要でございます。

なお、本計画につきましては、2月28日付で策定をしまして、近日中にてですね、市ホームページなどで公表予定としております。また、新年度の広報やつしでも特集を組んでですね、市民の皆様へ周知を図る予定としております。

説明は以上でございます。

**○委員長（古嶋津義君）** 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。

**○委員（山本敬晃君）** 市の課題のところでもあげられてます、デジタルディバイド対策について、具体的な取組を教えてくださいと思ひます。

**○デジタル推進課長（鋤田敦信君）** もう既に実際に取組を進めておりますけれども、各校区のですね、例えば、まちづくり協議会の皆様へ御案内してですね、地域のそういったスマホ教室の開催をもう既に始めております。また、来年度以降も同じような取組をですね、行って、順次拡大していきたいというふうを考えているところです。

以上でございます。

**○委員長（古嶋津義君）** ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（古嶋津義君）** なければ、以上で八代市デジタル化推進基本計画についてを終了いたします。

・行財政の運営に関する諸問題の調査

(第三次八代市行財政改革大綱の一部見直しについて)

○委員長(古嶋津義君) 次に、第三次八代市行財政改革大綱の一部見直しについて説明をお願いします。

○デジタル推進課長(鋤田敦信君) 引き続き、よろしくお願ひいたします。

八代市第三次八代市行財政改革大綱の一部見直しについて説明をさせていただきます。

資料につきましては、第三次八代市行財政改革大綱並びに第三次八代市行財政改革大綱の一部見直しについてという資料をお配りさせていただいております。

説明につきましては、こちらの第三次八代市行財政改革大綱の一部見直しについてという資料で説明をさせていただきたいと思ひます。

資料の1ページ目を御覧いただきたいと思ひます。

まず、第三次行財政改革大綱につきましては、平成30年4月から8年間の計画ということで策定をしております、間もなく4年が経過するところでございます。

今回の見直しの目的としましては、先ほど御説明をいたしました八代市デジタル化推進基本計画に定めております行政のデジタル化との整合性を図るため、一部見直しを行うものでございます。

主な見直し項目としましては、大綱の改革の柱の3、情報化の推進をデジタル化の推進とし、また、その改革の方策の①情報通信技術の活用をデジタル技術を活用へと見直しを行っております。

これまでにつきましては、情報通信技術に特化した記載としておりましたが、八代市デジタル化推進基本計画において、今後は、例えば、AIですとか、RPA——ロボット関連技術な

ど、情報通信以外の先端技術も取り入れていくこととしておりますことから、文言の見直しを行っております。

また、その取組項目としましては、行政手続のオンライン化やAI・RPAの利用促進、BPRの推進やテレワーク・オンライン会議の推進など、新たに追加や修正を行っております。

ちなみにBPRとは、業務の抜本的な見直しによる効率化という意味でございます。

さらに、改革の方策の②情報セキュリティポリシーの遵守につきましても、八代市デジタル化推進基本計画との整合性から、強化から徹底へと文言を見直ししております。

次の改革の柱の4、市民参画の推進の①行政情報の発信や提供の取組項目の3つ目にオープンデータの推進を追加しております。

オープンデータとは、行政機関が統計や行政データなどを民間企業などが利用可能なルールで公開する取組のことで、全国的にも観光や防災、子育てなど様々な活用がなされておりますので、本市としましては、積極的な公開と市民サービスへの利活用を推進していくこととしております。

資料の2ページ目以降につきましては、大綱のですね、詳細な新旧対照表となっております。2ページ目から6ページ目までは、主に古くなった内容の時点修正を記載しております。

また、7ページ以降につきましては、今説明申し上げました主な見直し項目の詳細について記載しておりますので、説明は省略をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長(古嶋津義君) 本件について、何か質疑・御意見等はありませんか。

○委員(山本敬晃君) 現在の本市役所でのテレワークの実施状況と申しますか、何かあればちょっと教えてください。

○デジタル推進課長・デジタル推進係長(坂

本友和君) デジタル推進課行革・デジタル推進係長の坂本でございます。よろしくお願いいたします。

テレワークの状況でございますけども、現在、環境整備としましては、現在ですね、1000人がテレワークをできる環境は整えております。そのうち、本年度ですね、在宅勤務を実際実施している職員の人数が3月10日現在で654人。延べ人数ですね、654人になっております。このうち、在宅テレワークを実施している数まではですね、ちょっと押さえておりませんが、環境としては十分職員が非常時にはですね、テレワークできる環境は整っているところでございます。

以上です。

○委員(山本敬晃君) テレワークを推進していくということですが、それはコロナにかかって、例えば、無症状で仕事はできるから、そのときは在宅っていうのか。それとも、コロナかと関係なく、自宅とかで仕事ができるように推進していくということ、どういう形で進めていくのか、ちょっと教えていただきたいです。

○デジタル推進課行革・デジタル推進係長(坂本友和君) お答えいたします。

当然、コロナとかですね、そういった急遽自宅待機とかいうときには、ぜひテレワークを活用して業務を行ってまいりますけども、今後はそういったコロナに限らずですね、家庭の環境でしたりとか、働き方をですね、柔軟な働き方を推し進めていく必要がありますので、コロナに限ることなく、それぞれ職員の状況とか、そのときの職場のですね、状況に応じて柔軟にテレワークできるように推進していきたいと考えております。

以上です。

○委員長(古嶋津義君) いいですか。

○委員(山本敬晃君) はい。

○委員長(古嶋津義君) ほかにありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、以上で第三次八代市行財政改革大綱の一部見直しについてを終了します。

---

#### ・行財政の運営に関する諸問題の調査

(八代市ケーブルテレビ事業におけるインターネットサービスの終了方針について)

○委員長(古嶋津義君) 次に、八代市ケーブルテレビ事業におけるインターネットサービスの終了方針について説明をお願いします。

○デジタル推進課長(鋤田敦信君) 引き続き、よろしくお願いいたします。

八代市ケーブルテレビ事業におけるインターネットサービスの終了方針について説明をさせていただきます。

資料につきましては、八代市ケーブルテレビ事業におけるインターネットサービスの終了方針についてという資料で説明をさせていただきます。

まず、資料の1ページ目を御覧いただきたいと思います。

まず、経緯でございますが、八代市のケーブルテレビは、平成16年度より、中山間地域である東陽・泉・坂本地域において、テレビ放送の難視聴対策として事業化されております。

また、同地域は、当時民間事業者による高速通信網ですね、当時はADSLなどのインターネット回線が整備される見込みがなかったことから、それぞれの地域が整備してきたケーブルテレビの回線を利用して、インターネットサービスを提供してきており、それが現在の本市のケーブルテレビ事業のインターネットサービスに引き継がれております。

さらに、平成28年度からはケーブルテレビ事業は、指定管理者制度を導入しており、民間事業者のテレビやつしろ株式会社が指定管理者

として、民間のノウハウを活用しながら管理運営を行っていただいております。

また、本市では、平成30年度から新たに光ブロードバンド——光回線の整備事業を開始しておりますけれども、東陽・泉地域においては既に整備が完了し、令和3年6月18日から民間の光ブロードバンドサービスを利用することが可能となっております。

さらに、坂本地域でも、既に工事が開始されており、令和4年度中には光ブロードバンドサービスの提供が開始される計画となっております。

ここで、すいませんが、一旦資料3ページの参考資料を御覧いただきたいと思っております。

東陽・泉地域のケーブルテレビのインターネットサービスの加入状況のグラフでございます。記載のとおり、光ブロードバンドサービス開始前であります年度当初は549世帯あった加入者数が、この光ブロードバンドサービスを開始後、3月末見込みでは108世帯程度となり、約8割の世帯が民間の光ブロードバンドサービスへの移行が見込まれており、さらに、来年度も減少が見込まれます。

ここで申し訳ありませんが、再度1ページに戻っていただきまして、下の段の方針のところを御覧ください。

このようなグラフの状況も踏まえまして、東陽・泉地域については、令和4年度、来年度末をもってケーブルテレビによるインターネットサービスを終了することとしたいと考えております。また、今後整備する坂本地域については、光ブロードバンドの整備状況を踏まえて、ケーブルテレビインターネットサービスの終了時期を検討することといたします。

次に、2ページ目を御覧いただきたいと思っております。

サービス終了の理由としましては、1、光ブロードバンドの整備が完了することで、地域間

の情報格差は解消されることとなり、これまでのケーブルテレビによるインターネットサービスの必要性がなくなることとなります。

2、平成30年度の八代市ケーブルテレビ管理運営審議会において、民間の光インターネットサービスが供給開始されれば、これまでのケーブルテレビによるインターネットを終了することの答申を受けております。

3、先ほどのグラフのとおり、約8割の世帯が民間の光ブロードバンドサービスへの移行が進んでおり、ケーブルテレビインターネットの利用料収入が大幅に減少しているため、これらの状況を踏まえて終了することとしております。

また、東陽・泉地域の皆様への説明につきましては、本3月定例会終了後に、市政協力員の方々やまちづくり協議会役員の皆様などへ説明を行った後、支所だよりやケーブルテレビの行政放送などで地域の皆様に周知を図ることとしております。また、要望等があればですね、地元説明会などを開催するなど、丁寧に周知を図ることとしております。

八代市ケーブルテレビ事業におけるインターネットサービスの終了方針については説明は以上でございます。

○委員長（古嶋津義君） 本件について、何か質疑、御意見等はありませんか。ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（古嶋津義君） なければ、以上で八代市ケーブルテレビ事業におけるインターネットサービスの終了方針についてを終了いたします。

執行部入替えのため、小会いたします。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午後4時36分 小会）

---

（午後4時37分 本会）

・行財政の運営に関する諸問題の調査

(令和4年度組織機構再編の概要)

○委員長(古嶋津義君) 本会に戻します。

次に、令和4年度組織機構再編の概要について、説明を願います。

○人事課長(田中博己君) 人事課の田中でございます。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

令和4年度組織機構再編の概要でございます。本件につきましては、新たな行政課題や市民ニーズに対応するとともに、効率的かつ効果的な組織機構を構築するため、課の新設、移管等を予定しております。

資料は、令和4年度組織機構再編の概要のほうを御覧ください。こちらに沿って説明させていただきます。

まず、市民環境部におきまして、1 環境施設課の新設を行います。この環境施設課の新設につきましては、環境関連施設の迅速な整備及び適切な維持管理を行うため、環境関連施設の整備等の経験・ノウハウを持つ技術職員を集約・一元化し、環境施設課を設置するものでございます。

また、これに合わせて、組織のスリム化・効率化の観点から、環境部門の課を再編し、環境課、循環社会推進課、環境施設課の3課に再編をすることとしております。

次に、健康福祉部におきましては、2 介護保険課、高齢者支援課の新設を行います。この再編につきましては、人生100年時代における健康寿命の延伸と生きがいの推進のため、長寿支援課を分割し、介護保険に特化した介護保険課、その他の高齢者支援施策を集約して担う高齢者支援課を設置するものでございます。

次に、資料の2ページを御覧ください。

建設部におきましては、3 復興整備課の新設を行います。この再編につきましては、坂本

町の創造的復興を加速化するため、建設部に坂本支所及び周辺のインフラ整備、地域ごとのまちづくり計画に基づく住まいの確保を実施する復興整備課を設置するものでございます。なお、この復興整備課の設置に伴い、総務企画部に設置しております復興推進課は廃止いたします。

課の再編については以上でございますが、4 その他、係の新設等においては、危機管理課の再編、2係から3係へ拡充、こども未来課の再編、こども家庭総合支援係の新設等、健康推進課の再編、こども保健係、妊産婦保健係の新設等、スポーツ振興課の再編、スポーツプロモーション係の新設等、教育政策課の再編、ICT教育推進係の新設を行うものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○委員長(古嶋津義君) 本件について何か質疑、御意見等はありませんか。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、以上で令和4年度組織機構再編の概要についてを終了いたします。

執行部は御退席ください。(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

(執行部 退席)

○委員長(古嶋津義君) そのほか当委員会の所管事務調査について何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) なければ、以上で所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件について、お諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件及び陳情1件については、なお審査及び調査を要すると思いますので、引き続き、閉会中の継続審査及び調査の申し出をいたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(古嶋津義君) 御異議なしと認め、  
そのように決しました。

以上で、本日の委員会の日程は全部終了いたしました。これをもって、総務委員会を散会いたします。

(午後4時42分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和4年3月14日

総務委員会

委員長